

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年6月15日提出
【発行者名】	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 （平成22年7月1日より、アムンディ・ジャパン株式会社 （予定））
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 出川 昌人 （平成22年7月1日より、代表取締役社長 クリスチャン・ ロメイヤー（予定））
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町5番1号 （平成22年7月1日より、東京都千代田区内幸町一丁目 2番2号（予定））
【事務連絡者氏名】	青木 章人 （平成22年7月1日より、横田 陽子（予定））
【電話番号】	03-3660-5102 （平成22年7月1日より、03-3593-5928（予定））
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	アムンディ・リそなグローバル・ブランド・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額 上限 5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松木 克史
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 男澤 顕

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松木 克史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

アムンディ・リソナグローバル・ブランド・ファンド

ただし、愛称として「ティアラ」または「テアラ」という名称を用いることがあります（以下「当ファンド」といいます）。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

格付は取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします（前記金額には、後記の申込手数料及び申込手数料にかかる消費税及び地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます）は含まれていません）。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時

インターネットホームページ：<http://www.amundi.co.jp>

(5)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込総金額に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限に販売会社が定める率を乗じて得たものとします。

ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

申込手数料については、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

また、委託会社のインターネットホームページ（<http://www.amundi.co.jp>）でも販売会社のお申込手数料等がご覧いただけます。

(6)【申込単位】

1円または1口を最低単位として販売会社が定める申込方法及び単位とします。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

(7)【申込期間】

平成22年7月1日（木）から平成22年8月14日（土）まで¹

ただし、ファンドの休業日²にあたる場合は、お申込みできません。

- 1 申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
- 2 東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日ならびにフランスの祝休日のいずれかに該当する場合を指します。

(8) 【申込取扱場所】

株式会社 りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号
株式会社 埼玉りそな銀行	埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号
株式会社 近畿大阪銀行	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番27号

前記の取扱金融機関を、以下「販売会社」ともいいます。販売会社によっては、一部の支店・営業所等で取扱わない場合があります。詳しくは販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

(9) 【払込期日】

お申込みを受付けた販売会社が定める日までにお申込金額をお申込みの販売会社にお支払いください。払込期日は販売会社によって異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額はお申込みの販売会社にお支払いください。販売会社については、前記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。
株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

申込の方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社の営業時間内において、販売会社所定の方法でお申込ください。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月18日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とするCAグローバル・ブランド・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます）受益証券に主として投資し、良好な収益の獲得と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

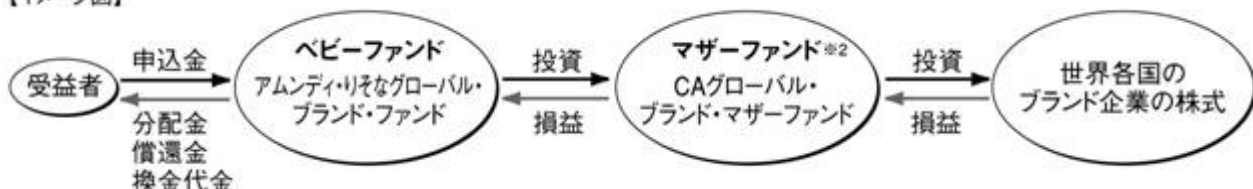
<当ファンドの特徴>

- 日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とするマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界のブランド企業の株式に投資します。なお、株式等に直接投資することがあります。ブランド企業とは、世界的な知名度、ブランド名を確立している企業で、以下のいずれかもしくは全ての要素を備えている企業をいいます。
 - ・高品質・信頼性のある商品・サービスを提供する企業
 - ・高い認知度・知名度を有する企業
 - ・伝統的・革新的な技術力・ノウハウなどを有する企業
- マザーファンドにおいては、個別銘柄選択を重視した運用を行います。
- マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引、ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

信託金の限度額は、5,000億円です。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドは、ファミリーファンド方式¹で運用を行います。

【イメージ図】



- ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、取得申込者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。
- マザーファンドにかかる運用指図の権限は、アムンディに委託します。

〔ファンドの商品分類〕

当ファンドは、追加型投信 / 海外 / 株式に属しています。

商品分類表

単位型 / 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券
追加型	海外	不動産投信
	内外	その他資産 () 資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回	グローバル (日本を除く)		
債券 一般 公債 社債	年4回 年6回 (隔月)	日本 北米 欧州	ファミリー ファンド	あり ()
その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア オセアニア		
不動産投信	日々 その他 ()	中南米 アフリカ	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))		中近東 (中東)		
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

商品分類の定義

・単位型 / 追加型

「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

・投資対象地域

「海外」.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資対象資産（収益の源泉）

「株式」.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分の定義

・投資対象資産

「その他資産（投資信託証券（株式一般））」...目論見書又は投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式一般を投資対象とするものをいいます。

・決算頻度

「年2回」...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

・投資対象地域

「グローバル（日本を除く）」...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を除きます）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資形態

「ファミリーファンド」...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいいます。

・為替ヘッジ

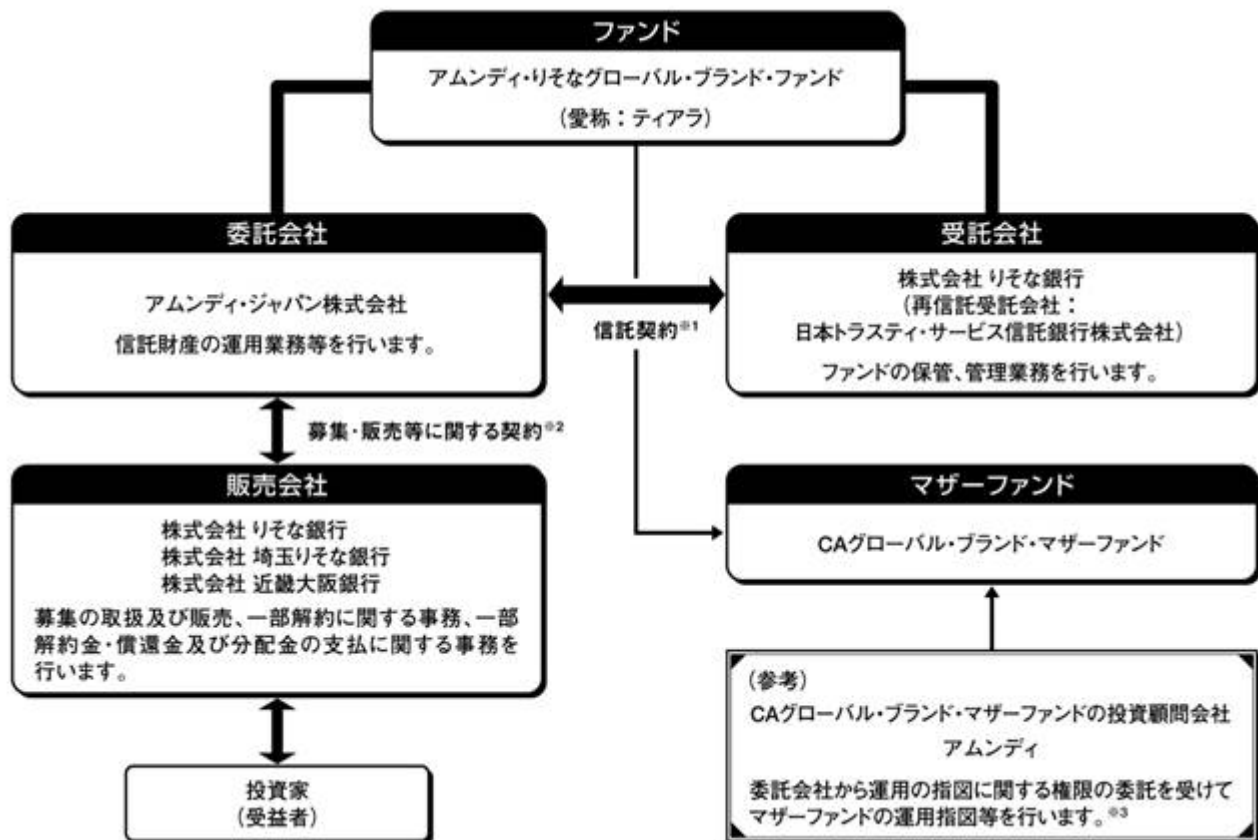
「為替ヘッジなし」...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

*上記は、社団法人 投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。商品分類・属性区分の全体的な定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



¹ 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約(投資信託約款)」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

² 募集・販売等に関する契約

委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱、収益分配金及び償還金の支払、解約の取扱等を規定しています。

³ 委託会社と投資顧問会社との間において「投資顧問契約」を締結しており、委託会社が投資顧問会社へマザーファンドの運用の指図の権限を委託するにあたり、委託する業務の内容等を規定しています。

委託会社の概況

名称等	アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長(金商)第350号)			
資本の額	12億円			
会社の沿革	昭和46年11月22日	山一投資カウンセリング株式会社設立		
	昭和55年 1月 4日	山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更		
	平成10年 1月28日	ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社(現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社)が主要株主となる		
	平成10年 4月 1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成10年11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得		
	平成16年 8月 1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成19年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う		
	平成22年 7月 1日	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更		
大株主の状況	名 称	住 所	所有株式数	比 率
	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	2,400,000株	100%

(平成22年7月1日現在)

《アムンディ概要》

アムンディは、運用資産規模で6,880億ユーロ¹を超え、欧州第3位²、世界ではトップ・テン³に入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30カ国以上の主要な投資地域の中心に拠点をもち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供します。

アムンディは、世界中の1億人以上のリテールのお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注ぎます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供します。

¹ アムンディによる試算(数値は2010年3月末現在)

² IPE(インベストメント・ペンション・ヨーロッパ)によるトップ400社調査 - 2009年7月版(数値は2008年12月末)

³ GI(グローバル・インベスターズ)による100社ランキング - 2008年9月版(数値は2008年6月)

2【投資方針】

(1)【投資方針】

当ファンドは、マザーファンド受益証券に主として投資し、良好な収益の獲得と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。なお、株式等に直接投資することがあります。

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とするマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界のブランド企業の株式に投資します。ブランド企業とは、世界的な知名度、ブランド名を確立している企業で、以下のいずれかもしくは全ての要素を備えている企業をいいます。

- ・高品質・信頼性のある商品・サービスを提供する企業
- ・高い認知度・知名度を有する企業
- ・伝統的・革新的な技術力・ノウハウなどを有する企業

マザーファンドにおいては、個別銘柄選択を重視した運用を行います。

マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引、ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。

資金動向及び市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

《マザーファンドの運用プロセスについて》

当ファンドの主要投資対象のマザーファンドにおける運用プロセスは、下記の通りです。



ステップ1：初期スクリーニング

- ・MSCI コクサイ インデックスの構成銘柄を中心に、当ファンドに関連する業種の銘柄（特に消費関連銘柄）を選別。
- ・上記銘柄の売買高（流動性）を精査し、投資ユニバースを決定。

ステップ2：マクロ経済要因・セクター分析

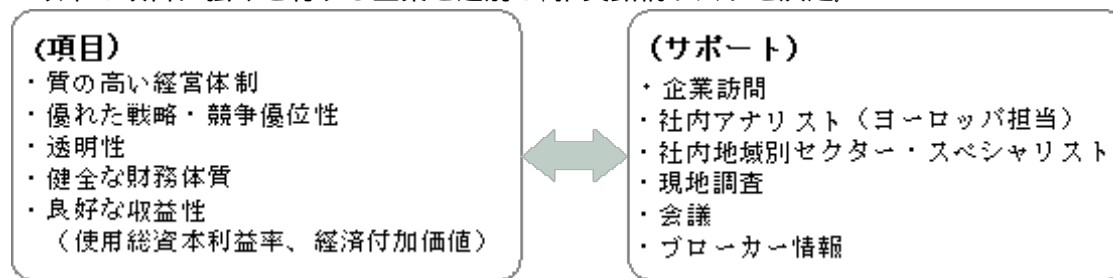
社内リソース及び外部リサーチを活用し、マクロ経済要因を分析後、以下の主要要因に基づきセクター分析を行い、投資銘柄候補を決定。

- ・消費者支出・信頼感　・人口構造の変化　・新しいコンセプト・傾向
- ・インフレ圧力　・イールドカーブ　・小売売上高
- ・ライフスタイルの変化による消費動向の変化（レジャー、クオリティ・オブ・ライフ（生活の

質)、健康)

ステップ3 : ファンダメンタル分析

以下の項目に強みを有する企業を選別し、推奨銘柄リストを決定。



ステップ4 : 銘柄選択

バリュエーション及びポートフォリオ構築。

1. バリュエーション

以下の基準によるセクター内の相対的な個別銘柄のバリュエーション。

- ・ 売上高成長率とEPS(一株当たり利益)成長率の見通し及び安定性
- ・ EV/EBITDA
- ・ P/FCF
- ・ PER
- ・ PEG

2. ポートフォリオ構築

- ・ サブ・セクター、時価総額、各国における銘柄選別
- ・ 分散及び変動(ボラティリティ)のコントロール

(2)【投資対象】

投資対象資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ)

- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、主としてCAグローバル・ブランド・マザーファンド受益証券の投資信託証券のほか、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます)の新株引受権証券を除きます)
6. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます)

CAグローバル・ブランド・マザーファンド

設定日：2006年7月28日（金）

投資顧問会社：アムンディ

1．運用の基本方針

この投資信託は、日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とし、良好な収益の獲得と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

2．運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とし、主として世界のブランド企業の株式に投資します。ブランド企業とは、世界的な知名度、ブランド名を確立している企業で、以下のいずれかもしくは全ての要素を備えている企業をいいます。

- ・高品質・信頼性のある商品・サービスを提供する企業
- ・高い認知度・知名度を有する企業
- ・伝統的・革新的な技術力・ノウハウなどを有する企業

個別銘柄選択を重視した運用を行います。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引、ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

当ファンドの運用指図の権限は、アムンディに委託します。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債券のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引は信託約款の範囲で行います。

(参考) マザーファンドの投資対象の詳細につきましては、マザーファンドの信託約款をご参照ください。

《アムンディ 概要》

アムンディは、運用資産規模で6,880億ユーロ¹を超え、欧州第3位²、世界ではトップ・テン³に入

るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30カ国以上の主要な投資地域の中心に拠点をもち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供します。

アムンディは、世界中の1億人以上のリテールのお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注ぎます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供します。

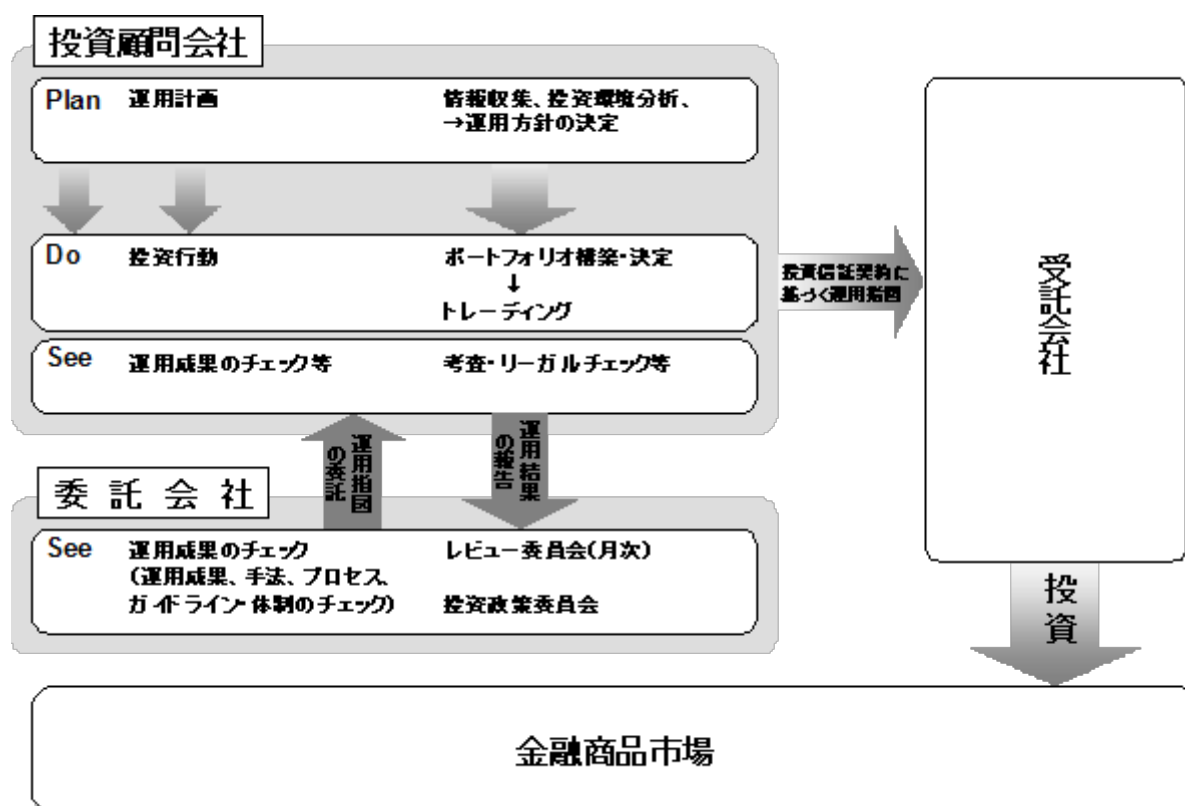
¹ アムンディによる試算（数値は2010年3月末現在）

² IPE（インベストメント・ペンション・ヨーロッパ）によるトップ400社調査 - 2009年7月版（数値は2008年12月末）

³ GI（グローバル・インベスターズ）による100社ランキング - 2008年9月版（数値は2008年6月）

(3)【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行う体制となります。



ファンドの運用組織は以下のとおりです。

運用計画・・・運用本部各運用部（7名程度）

投資行動・・・運用本部所属ファンド・マネージャー（7名程度）

運用成果のチェック・・・レビュー委員会（7名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・証券投資信託の運用に関する規則
- ・証券先物取引に関する社内基準
- ・サービス規程（ファンド・マネージャー用）
- ・各種業務マニュアル
- ・リスク管理基本規程
- ・コンプライアンス・マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

ファンドの運用体制等は平成22年7月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

当ファンドは、毎決算時に、原則として次の方針により分配を行います。

1) 分配対象収益の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます)を含みます)及び売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。

2) 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配

1) 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- () 信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、みなし配当等収益との合計額から、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - () 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます)は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 前記1)におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 3) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払

- 1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から支払います(原則として決算日(休日の場合は翌営業日)の翌営業日からお支払いします)。
- 2) 前記1)の規定にかかわらず、別に定める契約(自動けいぞく投資契約)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、別に定める契約に基づき受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 3) 前記1)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 4) 受益者が、収益分配金について前記1)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないと

きは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(5)【投資制限】

当ファンドの信託約款で定める主な投資制限

当ファンドの信託約款で定める投資制限は、下記の通りです。

投資制限の詳細につきましては、信託約款をご参照ください。

- 1) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 2) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 3) 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 5) 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 6) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債券のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 7) 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 8) 外国為替予約取引は信託約款の規定の範囲で行います。

法令により禁止または制限される取引等

- 1) 同一法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50%を超えることとなる場合において、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することはできません。

- 2) デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

(参考) マザーファンドの投資制限につきましては、当ファンドと実質的に同一です。詳細につきましては、マザーファンドの信託約款をご参照ください。

3【投資リスク】

- (1) 当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて株式などの値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、当ファンドは投資元本が保証されているものではありません。また、当ファンドは、預金保険の対象及び保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属することとなります。

後記の各リスクにより組入有価証券の価格が値下がりすることにより、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

以下は、当ファンドに関して考えられ得る主な投資リスク及び留意点です。ただし、以下の記述は全ての投資リスク及び留意点を網羅したものではありません。

< 投資リスク >

価格変動リスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて主に海外の株式に投資しますので、ファンドの基準価額は組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。従って、実質的に組入れられた株式の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

為替変動リスク

当ファンドは円建て基準価額が表示される国内投信ですが、実質的な主要投資対象である海外の株式は外貨建てであり、原則として為替ヘッジを行いませんので、ファンドの基準価額は、当該株式の投資対象国の通貨と日本円の間で為替変動の影響を受けます。従って、ファンドの基準価額は、円高になった場合、投資する外貨建て資産の円建て価値が下落し当ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

信用リスク

当ファンドが実質的に投資する株式について、発行体（企業）の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、当ファンドの基準価額の下落要因となります。その結果、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、有価証券等を市場実勢から期待される価格で売買できず、不測の損失を被るリスクがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

< 留意点 >

ブランド企業への投資に関する留意点

- ・当ファンドはブランド企業中心に投資しますので、消費関連セクターの比重が高くなる可能性があり、十分なセクター分散効果を図ることができない可能性があります。
- ・当ファンドはブランド企業中心に投資しますが、市場環境等の変化によっては、ブランド企業ではない企業に投資する可能性もあります。
- ・当ファンドが投資するブランド企業には、日本人にとって知名度が高い企業ばかりではなく、日本では無名のブランドも含まれる可能性があります。

分配金に関する留意点

当ファンドは、毎決算時に、原則として収益分配方針により分配を行います。分配金額はあらかじめ確定しているものではなく、ファンドの運用状況（基準価額水準及び市況動向等）等によっては分配を行わないこともあります。

追加設定・一部解約によるファンドの資金流出入に関する留意点

当ファンドの追加設定（ファンドへの資金流入）及び一部解約（ファンドからの資金流出）による資金の流出入に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、原則的に迅速に株式組入を行います。買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当するため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その場合には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性があります。

規制の変更に関する留意点

- ・当ファンドの運用に関連する国又は地域の法令、税制及び会計基準等は今後変更される可能性があります。
- ・将来規制が変更された場合、当ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

その他の留意点

- ・前記以外にも、実質組入有価証券の売買委託手数料、信託報酬、監査費用の負担及びこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。
- ・証券市場及び外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることや不測の事態に陥ることがあります。この場合、当ファンドの運用が影響を被って基準価額が下落することがあり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。また基準価額の正確性に合理的な疑いがあると判断した場合、委託会社は途中換金の受付を一時的に中止することがあります。
- ・投資環境の変化などにより、継続申込期間の更新を行わないことや、お申込みの受付を停止することがあります。この場合は、新たに当ファンドを購入できなくなります。

(2)投資信託についての一般的な留意事項です。

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。
- ・投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
- ・銀行を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（銀行は販売の窓口となります）。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬及びその他の費用等がかかります。
- ・投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

(3)リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリング及び管理を行います。

・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析及び評価を行い、定期的にはリスク委員会に報告します。

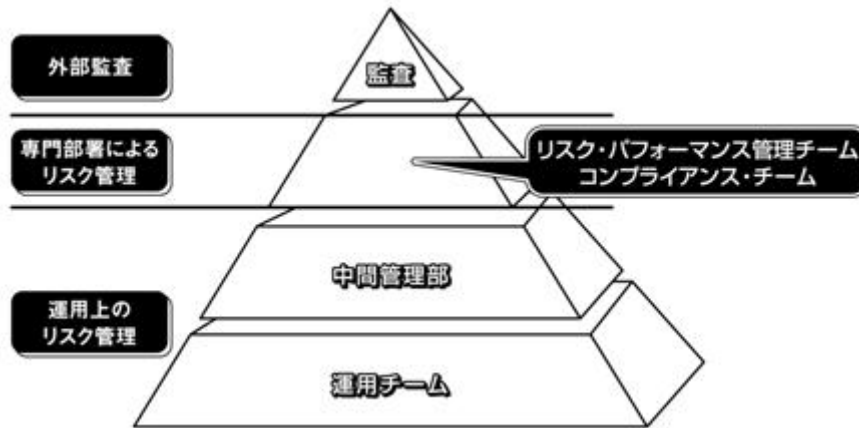
・運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則及び運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証及び管理し、定期的にはリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部が運用に係る社内規程、関連法規の遵守を徹底し、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

（ご参考）

当ファンドのマザーファンドの投資顧問会社であるアムンディのリスク管理体制は下記の通りです。

アムンディのリスクモニター及びリスク管理は次の3段階で行っています。



・運用上のリスク管理

当ファンドの運用を担当するグローバル・テーマ・チームは、中間管理部・業務部とともに、多数のツールを活用し、市場データやポートフォリオ分析、実際のポートフォリオのポジション流動性、パフォーマンスのモニタリング、リスク試算等を行います。モニタリングだけでなく、ポートフォリオ対規約規制、顧客の指定規約や社内規程の遵守状況の確認を行います。

・専門部署によるリスク管理

リスク・パフォーマンス管理チームは、社内規制のモニタリングとして、市場リスク、発行体信用リスク及び運用監査の3項目のチェックを行います。ファンド・マネージャーとは別のレポートラインを持ち、投資決定での独立性が確保されます。

また、コンプライアンス・チームは社内外の法令遵守等についてのチェックを行います。

・外部監査等

クレディ・アグリコル エス・エー（アムンディの母体）及びアムンディの独立した監査チームが、適切な業務遂行とリスク管理システムの適切性の調査を随時行います。

ファンドのリスク管理体制等は平成22年7月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

3.15%（税抜3.0%）を上限に販売会社が定めるものとします。

申込手数料の詳細はお申込みの販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

また、委託会社のインターネットホームページ(<http://www.amundi.co.jp>)でも販売会社のお申込手数料等がご覧いただけます。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

時期	信託報酬
----	------

毎日	信託報酬の総額	信託財産の純資産総額に対し、 年率1.869%（税抜1.78%）を乗じて得た金額
	信託報酬の配分	純資産総額が100億円以下の部分に対して 委託会社：0.945%（税抜0.90%） （委託会社の報酬の内マザーファンドにかかる投資顧問会社分： 税抜0.27%以内） 販売会社：0.840%（税抜0.80%） 受託会社：0.084%（税抜0.08%）
		純資産総額が100億円超、200億円以下の部分に対して 委託会社：0.840%（税抜0.80%） （委託会社の報酬の内マザーファンドにかかる投資顧問会社分： 税抜0.24%以内） 販売会社：0.945%（税抜0.90%） 受託会社：0.084%（税抜0.08%）
		純資産総額が200億円超の部分に対して 委託会社：0.735%（税抜0.70%） （委託会社の報酬の内マザーファンドにかかる投資顧問会社分： 税抜0.21%以内） 販売会社：1.050%（税抜1.00%） 受託会社：0.084%（税抜0.08%）

信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

資金の借入れにかかる借入金の利息

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て、再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

信託事務等の諸費用及び監査報酬

- 1) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- 2) 信託財産にかかる監査費用及び当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末の翌営業日までに、または信託終了のとき信託財産中から支払われます（上限85万円（1回当たり、税込）（本書提出日現在））。

当ファンドの実質組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料

信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

* その他の手数料等については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

* 費用の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税については、次のような取扱いとなります。なお、税法が変更・改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります（平成21年12月末現在の税法に基づき記載しております）。

個別元本について

- () 追加型投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたりません。
- () 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- () 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- () 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「特別分配金」については、後記「収益分配金の課税について」を参照）。

収益分配金の課税について

追加型投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、次の通りとなります。

- () 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- () 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

()個人の受益者に対する課税

時期	適用期間	条件	内容
途中換金時 償還時	平成23年12月31日まで	課税対象	換金価額又は償還価額から取得費（申込手数料等を含みます）を控除した場合に生じる利益（譲渡所得）
		源泉徴収の有無	無 ¹
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ²
		税率	確定申告による税率は、10%（所得税7%、地方税3%）となります。
	平成24年1月1日以降	課税対象	換金価額又は償還価額から取得費（申込手数料等を含みます）を控除した場合に生じる利益（譲渡所得）
		源泉徴収の有無	無 ¹
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ²
		税率	確定申告による税率は、20%（所得税15%、地方税5%）となります。

収益分配時	平成23年12月31日まで	課税対象	普通分配金(配当所得)
		源泉徴収の有無	有(10%の税率で源泉徴収)
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ³ 又は確定申告による総合課税又は申告不要 ⁴
		税率	申告分離課税の場合は、10%(所得税7%、地方税3%)の税率となります。 確定申告による総合課税の場合は所得税の累進税率が適用されます。 申告不要の場合は10%(所得税7%、地方税3%)の源泉徴収税額で納税が完了します。
	平成24年1月1日以降	課税対象	普通分配金(配当所得)
		源泉徴収の有無	有(20%の税率で源泉徴収)
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ³ 又は確定申告による総合課税又は申告不要 ⁴
		税率	申告分離課税の場合は、20%(所得税15%、地方税5%)の税率となります。 確定申告による総合課税の場合は所得税の累進税率が適用されます。 申告不要の場合は20%(所得税15%、地方税5%)の源泉徴収税額で納税が完了します。

¹ 特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合には、平成23年12月31日までは10%の税率で、平成24年1月1日以降は20%の税率で源泉徴収が行われます。

² 特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合においては、申告不要とすることができます。

³ 申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能となります。

⁴ 特定口座(源泉徴収選択口座)内において、上場株式等の譲渡損失と配当所得の金額との損益通算が可能となります。

()法人の受益者に対する課税

時期	適用期間	条件	内容
途中換金時 償還時	平成23年12月31日まで	課税対象	個別元本超過額
		源泉徴収の有無	有(7%の税率による源泉徴収(所得税))
	平成24年1月1日以降	課税対象	個別元本超過額
		源泉徴収の有無	有(15%の税率による源泉徴収(所得税))
収益分配時	平成23年12月31日まで	課税対象	普通分配金
		源泉徴収の有無	有(7%の税率による源泉徴収(所得税))
	平成24年1月1日以降	課税対象	普通分配金
		源泉徴収の有無	有(15%の税率による源泉徴収(所得税))

お客さまの個別元本(受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません)をいいます)を上回る金額に対して課税されます。

買取請求時の課税について

原則として源泉徴収は行われず、確定申告により納税していただきます。

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

当ファンドの収益分配金は、配当控除、益金不算入制度の適用対象外となります。

税法が変更・改正された場合は上記の内容が変更になることがあります。

当ファンドの会計上・税務上の取扱については、あらかじめ会計士・税理士にご確認ください。

5【運用状況】

以下は平成21年12月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

(1)【投資状況】

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	7,398,518,496	99.75
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		17,903,889	0.24
合計（純資産総額）		7,416,422,385	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

<参考情報>

「CAグローバル・ブランド・マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	2,768,725,276	37.27
	カナダ	52,834,546	0.71
	ドイツ	558,395,244	7.51
	イタリア	301,505,160	4.05
	フランス	1,001,149,239	13.47
	イギリス	944,103,029	12.70
	スイス	748,681,862	10.07
	バミューダ	126,876,618	1.70
	香港	202,014,520	2.71
	オランダ	230,611,153	3.10
	スペイン	152,923,716	2.05
	デンマーク	146,760,075	1.97
	ジャージー	110,648,099	1.48
小計	7,345,228,537	98.88	
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		83,110,501	1.11
合計（純資産総額）		7,428,339,038	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該国/地域の時価合計比率をいい、株式の小計の投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該国/地域の時価合計の総額比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	CAグローバル・ブランド・マザー ファンド	8,136,498,951	0.8755	7,123,504,832	0.9093	7,398,518,496	99.75

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	99.75
	合計	99.75

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考情報>

「CAグローバル・ブランド・マザーファンド」

投資有価証券の主要銘柄（評価額上位30銘柄）

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	スイス	株式	NESTLE 'R'	食品・飲料・タバコ	84,600	4,218.03	356,845,498	4,500.00	380,700,211	5.12
2	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE	家庭用品・パーソナル 用品	42,202	5,674.28	239,466,006	5,671.51	239,349,402	3.22
3	フランス	株式	LVMH	耐久消費財・アパレル	20,600	9,926.40	204,483,840	10,435.92	214,979,952	2.89
4	フランス	株式	PERNOD-RICARD	食品・飲料・タバコ	26,040	7,372.20	191,972,088	7,918.67	206,202,427	2.77
5	アメリカ	株式	MCDONALDS	消費者サービス	35,169	5,855.71	205,939,746	5,856.63	205,972,136	2.77
6	フランス	株式	DANONE	食品・飲料・タバコ	36,204	5,620.55	203,486,754	5,639.03	204,155,804	2.74
7	香港	株式	HONGKONG & SHANGHAI HOTELS	消費者サービス	1,481,236	138.75	205,533,937	136.38	202,014,520	2.71
8	ドイツ	株式	DAIMLER AG (REGISTERED)	自動車・自動車部品	39,300	4,527.60	177,934,680	4,969.80	195,313,140	2.62
9	イギリス	株式	IMPERIAL TOBACCO GP.	食品・飲料・タバコ	66,000	2,781.13	183,555,200	2,873.45	189,647,917	2.55
10	イギリス	株式	DIAGEO	食品・飲料・タバコ	115,500	1,491.67	172,288,508	1,597.17	184,473,943	2.48
11	アメリカ	株式	TJX COS.	小売	52,679	3,590.35	189,136,076	3,389.27	178,543,881	2.40
12	アメリカ	株式	PEPSICO	食品・飲料・タバコ	31,200	5,704.67	177,985,828	5,627.31	175,572,072	2.36
13	イギリス	株式	TESCO	食品・生活必需品小売 り	278,700	623.85	173,867,406	626.70	174,663,745	2.35
14	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE	食品・生活必需品小売 り	31,292	5,569.28	174,274,128	5,549.94	173,668,910	2.33
15	オランダ	株式	UNILEVER NV-CVA	食品・飲料・タバコ	56,310	2,781.90	156,648,789	3,020.15	170,065,209	2.28
16	スイス	株式	THE SWATCH GROUP 'B'	耐久消費財・アパレル	6,800	23,364.54	158,878,906	23,267.00	158,215,654	2.12
17	アメリカ	株式	NIKE 'B'	耐久消費財・アパレル	25,726	5,933.08	152,634,467	6,097.94	156,875,630	2.11
18	スペイン	株式	INDITEX	小売	26,700	5,669.40	151,372,980	5,727.48	152,923,716	2.05
19	イギリス	株式	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	家庭用品・パーソナル 用品	30,700	4,447.18	136,528,594	4,907.28	150,653,793	2.02
20	イギリス	株式	BRITISH AMERICAN TOBACCO	食品・飲料・タバコ	50,000	2,916.67	145,833,982	2,956.24	147,812,137	1.98
21	デンマ ーク	株式	CARLSBERG AS-B	食品・飲料・タバコ	21,500	6,201.06	133,322,951	6,826.05	146,760,075	1.97
22	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNAT-W/I	食品・飲料・タバコ	30,527	4,618.81	140,998,565	4,499.08	137,343,567	1.84
23	スイス	株式	RICHEMONT	耐久消費財・アパレル	44,100	2,835.66	125,052,897	3,097.24	136,588,420	1.83
24	フランス	株式	PPR	小売	12,100	10,995.60	133,046,760	11,062.92	133,861,332	1.80
25	ドイツ	株式	BEIERSDORF	家庭用品・パーソナル 用品	21,900	5,664.12	124,044,228	6,066.72	132,861,168	1.78
26	アメリカ	株式	CAMPBELL SOUP	食品・飲料・タバコ	41,500	3,055.87	126,818,937	3,135.08	130,105,986	1.75
27	イタリア	株式	FIAT	自動車・自動車部品	95,500	1,412.40	134,884,200	1,362.24	130,093,920	1.75
28	アメリカ	株式	ESTEE LAUDER COS.'A'	家庭用品・パーソナル 用品	28,300	4,294.62	121,537,830	4,551.58	128,809,770	1.73
29	バミュー ダ	株式	PORTS DESIGN LIMITED	耐久消費財・アパレル	439,500	237.60	104,425,200	288.68	126,876,618	1.70
30	アメリカ	株式	COLGATE-PALMOLIVE CO	家庭用品・パーソナル 用品	15,500	7,505.22	116,331,049	7,631.40	118,286,793	1.59

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

国内/外国	種類	業種	投資比率(%)
外国	株式	資本財	0.81
		自動車・自動車部品	5.94
		耐久消費財・アパレル	16.61
		消費者サービス	8.30
		メディア	4.10
		小売	9.36
		食品・生活必需品小売り	4.68
		食品・飲料・タバコ	34.06
		家庭用品・パーソナル用品	11.24
		ソフトウェア・サービス	1.48
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.26
合計			98.88

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額比率をいいます。

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年12月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末(平成18年11月15日)	2,896,317,519	3,221,404,361	1.0201	1.1346
第2計算期間末(平成19年5月15日)	7,649,090,460	8,665,435,457	1.0506	1.1902
第3計算期間末(平成19年11月15日)	15,142,894,478	15,142,894,478	0.9955	0.9955
第4計算期間末(平成20年5月15日)	12,349,294,298	12,349,294,298	0.8895	0.8895
第5計算期間末(平成20年11月17日)	6,114,292,527	6,114,292,527	0.4737	0.4737
第6計算期間末(平成21年5月15日)	6,472,786,943	6,472,786,943	0.5226	0.5226
第7計算期間末(平成21年11月16日)	7,467,493,519	7,467,493,519	0.6522	0.6522
平成20年12月末日	6,042,869,318	-	0.4754	-
平成21年1月末日	5,504,664,719	-	0.4357	-
2月末日	5,483,618,850	-	0.4372	-
3月末日	5,678,918,873	-	0.4546	-
4月末日	6,349,896,823	-	0.5117	-
5月末日	6,720,342,031	-	0.5439	-
6月末日	6,770,547,399	-	0.5565	-
7月末日	7,189,700,599	-	0.5968	-
8月末日	7,111,319,791	-	0.5960	-
9月末日	7,182,394,939	-	0.6116	-
10月末日	7,406,485,734	-	0.6418	-
11月末日	7,114,640,979	-	0.6294	-
12月末日	7,416,422,385	-	0.6758	-

【分配の推移】

期間	1口当たり分配金(円)
第1計算期間 自 平成18年7月28日 至 平成18年11月15日	0.1145
第2計算期間 自 平成18年11月16日 至 平成19年5月15日	0.1396
第3計算期間 自 平成19年5月16日 至 平成19年11月15日	0.0000
第4計算期間 自 平成19年11月16日 至 平成20年5月15日	0.0000
第5計算期間 自 平成20年5月16日 至 平成20年11月17日	0.0000
第6計算期間 自 平成20年11月18日 至 平成21年5月15日	0.0000
第7計算期間 自 平成21年5月16日 至 平成21年11月16日	0.0000

【収益率の推移】

期間	収益率(%)
第1計算期間 自 平成18年7月28日 至 平成18年11月15日	13.5

第2計算期間	自 平成18年11月16日 至 平成19年 5月15日	16.7
第3計算期間	自 平成19年 5月16日 至 平成19年11月15日	5.2
第4計算期間	自 平成19年11月16日 至 平成20年 5月15日	10.6
第5計算期間	自 平成20年 5月16日 至 平成20年11月17日	46.7
第6計算期間	自 平成20年11月18日 至 平成21年 5月15日	10.3
第7計算期間	自 平成21年 5月16日 至 平成21年11月16日	24.8

(注)収益率は以下の計算式により算出しております。

$$\left(\text{当該計算期間末分配付基準価額} - \text{当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額} \right) \div \left(\text{当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額} \right) \times 100$$

ただし、第1計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

6【手続等の概要】

(1) 申込（販売）手続等

ファンドの取得の申込は、委託会社が指定する販売会社の本支店・営業所において取扱っております。販売会社によっては、一部の支店・営業所等で取扱わない場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

お申込期間	平成22年7月1日（木）から平成22年8月14日（土）まで ¹
	<p>ファンドの休業日²にあたる場合は、お申込みできません。</p> <p>¹申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。</p> <p>²東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日ならびにフランスの祝休日のいずれかに該当する場合を指します。</p> <p>取得申込の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの（当該取得の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。</p>
お申込単位	1円または1口を最低単位として販売会社が定める申込方法及び単位とします。詳しくは、販売会社にお問合せください。
お申込価額	申込受付日の翌営業日の基準価額
払込期日	お申込みを受付けた販売会社が定める日までにお申込金額をお申込みの販売会社にお支払いください。払込期日は販売会社によって異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

* 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込の受付を取消すことができます。

* 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出のものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 換金（解約）手続等

換金取扱期間	<p>原則として、毎営業日換金（解約）のお申込みが可能です。</p> <p>ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。</p> <p>ただし、ファンドの休業日にあたる場合は、お申込みできません。</p> <p>途中換金の実行の請求の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの（当該換金のお申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。</p>
換金単位	1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問合せください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額

換金代金の支払	換金代金は、解約請求受付日から起算して原則として5営業日目から、販売会社においてお支払いします。
---------	--

1) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で途中換金の実行の請求の受付を中止すること、及び既に受付けた途中換金の実行の請求の受付を取消することができます。

2) 受益権の買取

販売会社は、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

* 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

申込(販売)及び換金(解約)の手続等の詳細について委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900(フリーダイヤル)

受付時間：月曜日～金曜日(祝休日を除く)の午前9時～午後5時

インターネットホームページ：<http://www.amundi.co.jp>

7【管理及び運営の概要】

(1)資産の評価

1) 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び信託約款に規定する借入有価証券を除きます)を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます)、預金その他の資産をいいます。以下同じ)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

2) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

当ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900(フリーダイヤル)

受付時間：月曜日～金曜日(祝休日を除く)の午前9時～午後5時

インターネットホームページ：<http://www.amundi.co.jp>

(2)保管

該当事項はありません。

(3)信託期間

平成18年7月28日から無期限とします。ただし、後記「(6) その他 1)信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。

(4)計算期間

- 1) この信託の計算期間は、原則として毎年5月16日から11月15日及び11月16日から翌年5月15日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年11月15日までとします。
- 2) 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5)受益者の権利等

受益者は、主な権利として収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権及び途中換金（買取）請求権を有しています。

詳細は「第三部 ファンドの詳細情報 第3 管理及び運営 2 受益者の権利等」をご参照ください。

(6)その他

1) 信託の終了

(a) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます（以下「繰上償還」といいます）。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ・ 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
- ・ 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合
- ・ やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、前記に従い繰上償還させる場合、以下の手続により行います。

- 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 2) 前記の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- 3) 当該一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- 4) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 5) 前記2) から4) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2) の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(b) 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- (c) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「2）信託約款の変更」の(c)の異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときに該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
- (d) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合及び解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

2) 信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (b) 前記(a)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- (c) 前記(b)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、前記(a)の信託約款の変更をしません。
- (d) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (e) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記(a)から(d)までの規定に従います。

3) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

5) 運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間の末日及び償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

第2【財務ハイライト情報】

以下の情報は、本書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6計算期間(平成20年11月18日から平成21年5月15日まで)及び第7計算期間(平成21年5月16日から平成21年11月16日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、当該監査法人による監査報告書は、「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

1【貸借対照表】

(単位：円)

		第6計算期間末 (平成21年 5月15日)		第7計算期間末 (平成21年11月16日)
資産の部				
流動資産				
コール・ローン		104,422,573		82,967,064
親投資信託受益証券		6,421,323,897		7,449,715,825
未収入金		7,000,000		15,000,000
未収利息		143		113
流動資産合計		6,532,746,613		7,547,683,002
資産合計		6,532,746,613		7,547,683,002
負債の部				
流動負債				
未払解約金		5,630,286		13,169,194
未払受託者報酬		2,417,053		2,994,173
未払委託者報酬		51,362,331		63,626,116
その他未払費用		550,000		400,000
流動負債合計		59,959,670		80,189,483
負債合計		59,959,670		80,189,483
純資産の部				
元本等				
元本	1,2	12,384,722,890	1,2	11,449,390,804
剰余金				
期末剰余金又は期末欠損金 ()	3	5,911,935,947	3	3,981,897,285
(分配準備積立金)		109,769,019		162,493,199
元本等合計		6,472,786,943		7,467,493,519
純資産合計		6,472,786,943		7,467,493,519
負債純資産合計		6,532,746,613		7,547,683,002

2【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

		第6計算期間 (自 平成20年11月18日 至 平成21年 5月15日)		第7計算期間 (自 平成21年 5月16日 至 平成21年11月16日)
営業収益				
受取利息		20,841		14,666

有価証券売買等損益		655,783,449		1,620,391,928
営業収益合計		655,804,290		1,620,406,594
営業費用				
受託者報酬		2,417,053		2,994,173
委託者報酬	1	51,362,331	1	63,626,116
その他費用		550,000		400,000
営業費用合計		54,329,384		67,020,289
営業利益又は営業損失（ ）		601,474,906		1,553,386,305
経常利益又は経常損失（ ）		601,474,906		1,553,386,305
当期純利益又は当期純損失（ ）		601,474,906		1,553,386,305
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		4,905,758		71,966,801
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		6,792,732,769		5,911,935,947
剰余金増加額又は欠損金減少額		296,608,770		465,778,457
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		296,608,770		465,778,457
剰余金減少額又は欠損金増加額		22,192,612		17,159,299
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		22,192,612		17,159,299
分配金	2		2	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		5,911,935,947		3,981,897,285

3 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第6計算期間 (自平成20年11月18日 至平成21年5月15日)	第7計算期間 (自平成21年5月16日 至平成21年11月16日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は前期末が休日のため、平成20年11月18日から平成21年5月15日までとなっております。	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は当期末が休日のため、平成21年5月16日から平成21年11月16日までとなっております。

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成いたしません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(4) 受益権の譲渡制限の内容

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続によって名義書換を委託会社に請求することができます。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、前記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払等については、信託約款の規定によるほ

か、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
- 2 ファンドの現況

第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成18年 7月28日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

平成19年 1月 4日 投資信託の振替制度へ移行

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

1）お申込みの受付場所

当ファンドの取得の申込は、委託会社が指定する後記販売会社の本支店営業所等において取扱っております。販売会社によっては、一部の支店・営業所等で取扱わない場合があります。詳しくは販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

販売会社	株式会社 リそな銀行 株式会社 埼玉りそな銀行 株式会社 近畿大阪銀行
------	---

2）申込期間と申込価額

申込期間	申込価額
平成22年7月 1日(木)から 平成22年8月14日(土)まで	申込受付日の翌営業日の基準価額

取得申込の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの（当該取得の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。

ただし、受付日がファンドの休業日（東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日ならびにフランスの祝休日のいずれかに該当する場合は指します。以下同じ）にあたる場合にはお申込みできません。

申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

*委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

3）申込単位

1円または1口を最低単位として販売会社が定める申込方法及び単位とします。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

取得申込者は、販売会社に取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

1）途中換金 の受付

途中換金とは信託約款上の一部解約と同意義です。

- (a) 原則として、毎営業日換金（解約）のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。
- (b) 受益者が途中換金の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

2) 途中換金取扱期間と換金価額

- (a) 途中換金の実行の請求の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの（当該換金の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。
- (b) 途中換金の実行の請求日が、ファンドの休業日にあたる場合においては、委託会社は途中換金の実行の請求を受けけないものとします。
- (c) 換金価額は、換金請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- (d) 換金代金は、換金請求受付日から起算して原則として5営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。

3) 換金単位

1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

4) 換金価額の照会方法

換金価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問合せることにより知ることができます。なお、換金価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

当ファンドの換金価額について委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900(フリーダイヤル)

受付時間：月曜日～金曜日(祝日を除く)の午前9時～午後5時

インターネットホームページ：<http://www.amundi.co.jp>

5) 途中換金の実行の請求の受付を中止する特別な場合

- (a) 金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で途中換金の実行の請求の受付を中止すること、及び既に受付けた途中換金の実行の請求の受付を取消することができます。
- (b) 途中換金の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中換金の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中換金の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中換金の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額とします。

6) 受益権の買取

販売会社は、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

7) 買取請求の受付と買取価額

買取請求の受付と買取価額の詳細については、販売会社へお問合せください。

8) 買取請求の受付を中止する特別な場合

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は受益権の買取を中止すること、及び既に受付けた受益権の買取を取消することができます。

*買取請求の受付を中止する特別な場合の詳細については、販売会社にお問合せください。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするとき、振替受益権をもって行うものとします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

1) 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び信託約款に規定する借入有価証券を除きます）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます）、預金その他の資産をいいます。以下同じ）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

2) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問合せることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

当ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時

インターネットホームページ：<http://www.amundi.co.jp>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は平成18年7月28日から無期限とします。ただし、後記「(5) その他 1) 信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。

(4)【計算期間】

- 1) この信託の計算期間は、原則として毎年5月16日から11月15日及び11月16日から翌年5月15日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年11月15日までとします。
- 2) 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

1) 信託の終了

- (a) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるこ

とができます(以下「繰上償還」といいます)。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ・ 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
- ・ 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合
- ・ やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、前記に従い繰上償還させる場合、以下の手続により行います。

- 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - 2) 前記の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
 - 3) 当該一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
 - 4) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - 5) 前記2) から4) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2) の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (b) 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (c) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「2) 信託約款の変更」の(c)の異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときに該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
- (d) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合及び解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

2) 信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (b) 前記(a)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- (c) 前記(b)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の信託約款の変更をしません。
- (d) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (e) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記

(a) から (d) までの規定に従います。

3) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

5) 運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間の末日及び償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

6) 関係法人との契約の更改等に関する手続

販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても必要がある時は、契約の一部を変更することができます。投資顧問会社との「投資顧問契約」にかかる契約の有効期間は、契約締結の日から、信託期間満了日または前記1)の信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても必要がある時は、契約の一部を変更することができます。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として決算日（休日の場合は翌営業日）の翌営業日からお支払いします）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。

3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休日の場合は当該償還日の翌営業日）の翌営業日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。

3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

途中換金（買取）請求権

1) 受益者は、1口を最低単位として販売会社が定める単位で途中換金の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。

2) 換金代金は、換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。

*買取の取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込み販売会社の本支

店営業所等にお問合せください。

帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧及び謄写の請求をすることができます。

反対者の買取請求権

信託契約の解約、または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第6計算期間(平成20年11月18日から平成21年5月15日まで)については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に、また、第7計算期間(平成21年5月16日から平成21年11月16日まで)については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。ただし、第7計算期間については、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第35号）の附則第16条第2項本文を適用しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6計算期間(平成20年11月18日から平成21年5月15日まで)及び第7計算期間(平成21年5月16日から平成21年11月16日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

中間財務諸表
中間貸借対照表

（単位：千円）

第25期中間会計期間末
（平成21年9月30日）

資産の部		
流動資産		
現金・預金		1,231,539
前払費用		655,458
未収入金		39,636
未収委託者報酬		789,771
未収収益		89,611
繰延税金資産		419,389
立替金		15,197
その他		124
流動資産合計		3,240,728
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	*1	64,923
器具備品（純額）	*1	83,115
リース資産（純額）	*1	4,243
有形固定資産合計		152,282
無形固定資産		
ソフトウェア		10,667
電話加入権		584
無形固定資産合計		11,252
投資その他の資産		
投資有価証券		16,471
長期差入保証金		248,407
長期前払費用		1,666
繰延税金資産		531,121
投資その他の資産合計		797,666
固定資産合計		961,201
資産合計		4,201,929

(単位：千円)

第25期中間会計期間末	
(平成21年9月30日)	
負債の部	
流動負債	
リース債務	979
預り金	21,007
未払金	386,669
未払手数料	325,784
その他未払金	60,884
未払費用	148,043
未払法人税等	3,164
未払消費税等	*2 12,011
前受収益	2,275,898
賞与引当金	133,232
役員賞与引当金	23,511
流動負債合計	<u>3,004,516</u>
固定負債	
リース債務	3,264
退職給付引当金	28,990
固定負債合計	<u>32,254</u>
負債合計	<u>3,036,771</u>
純資産の部	
株主資本	
資本金	300,000
資本剰余金	
資本準備金	1,042,566
資本剰余金合計	<u>1,042,566</u>
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	177,391
利益剰余金合計	<u>177,391</u>
株主資本合計	<u>1,165,175</u>
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	<u>16</u>

評価・換算差額等合計	16
純資産合計	1,165,158
負債純資産合計	4,201,929

中間損益計算書

(単位:千円)

	第25期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	2,471,777
運用受託報酬	19,968
その他営業収益	122,393
営業収益合計	2,614,138
営業費用及び一般管理費	*1 2,788,468
営業損失()	174,329
営業外収益	
受取利息	3
雑収入	11,007
営業外収益合計	11,010
営業外費用	
為替差損	5,731
投資有価証券売却損	1,454
営業外費用合計	7,185
経常損失()	170,504
税引前中間純損失()	170,504
法人税、住民税及び事業税	1,146
法人税等調整額	5,740
法人税等合計	6,887
中間純損失()	177,391

中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第25期中間会計期間 (自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日)	
株主資本	
資本金	
前期末残高	300,000
当中間期変動額	
新株の発行	500,000
資本金から準備金への振替	500,000
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	300,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	395,012
当中間期変動額	
新株の発行	500,000
資本金から準備金への振替	500,000
準備金から剰余金への振替	352,446
当中間期変動額合計	647,553
当中間期末残高	1,042,566
その他資本剰余金	
前期末残高	-
当中間期変動額	
準備金から剰余金への振替	352,446
欠損填補	352,446
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	-
資本剰余金合計	
前期末残高	395,012
当中間期変動額	
新株の発行	500,000
資本金から準備金への振替	500,000
準備金から剰余金への振替	-
欠損填補	352,446
当中間期変動額合計	647,553
当中間期末残高	1,042,566
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	352,446
当中間期変動額	
欠損填補	352,446

中間純損失()	177,391
当中間期変動額合計	175,054
当中間期末残高	177,391
利益剰余金合計	
前期末残高	352,446
当中間期変動額	
欠損填補	352,446
中間純損失()	177,391
当中間期変動額合計	175,054
当中間期末残高	177,391
株主資本合計	
前期末残高	342,566
当中間期変動額	
新株の発行	1,000,000
資本金から準備金への振替	-
準備金から剰余金への振替	-
欠損填補	-
中間純損失()	177,391
当中間期変動額合計	822,608
当中間期末残高	1,165,175
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	2,528
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,511
当中間期変動額合計	2,511
当中間期末残高	16
評価・換算差額等合計	
前期末残高	2,528
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,511
当中間期変動額合計	2,511
当中間期末残高	16
純資産合計	
前期末残高	340,037
当中間期変動額	
新株の発行	1,000,000
資本金から準備金への振替	-
準備金から剰余金への振替	-
欠損填補	-
中間純損失()	177,391
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,511
当中間期変動額合計	825,120
当中間期末残高	1,165,158

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第25期中間会計期間 (自平成21年 4月 1日 至平成21年 9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1)有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産（リース資産を除く） 見積耐用年数に基づく定額法により償却しております。</p> <p>(2)無形固定資産（リース資産を除く） 見積耐用年数に基づく定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づいております。</p> <p>(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。 なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異（7,388千円）については、15年による均等額を費用処理しております。</p> <p>(2)賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3)役員賞与引当金 役員の賞与の支払に備えて賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p>

4. その他中間財務諸表作成の
ため
の基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第25期中間会計期間末 (平成21年9月30日)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物付属設備	22,318千円
器具備品	52,987千円
リース資産	652千円
*2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第25期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	
*1 減価償却実施額	
有形固定資産	24,148千円
無形固定資産	2,659千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第25期中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株 式数(株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	23,200	20,000	-	43,200
合計	23,200	20,000	-	43,200

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加20,000株は、平成21年6月30日の株主割当による新株の発行による増加であります。

(リース取引関係)

第25期中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1)リース資産の内容

有形固定資産

主として、投資顧問事業における事務用機器（器具備品）であります。

(2)リース資産の減価償却の方法

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「2.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び当中間会計期間末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	当中間会計期間末残高相当額 (千円)
器具備品	6,888	2,525	4,362

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料当中間会計期間末残高が有形固定資産の当中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2)未経過リース料当中間会計期間末残高相当額

1年内 1,377千円

1年超 2,984千円

 合計 4,362千円

(注) 未経過リース料当中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料当中間会計期間末残高が有形固定資産の当中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3)支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料 688千円

減価償却費相当額 688千円

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（有価証券関係）

第25期中間会計期間末（平成21年9月30日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (千円)	中間貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
その他	16,500	16,471	28
合計	16,500	16,471	28

（注）有価証券は当中間会計期間末日の市場価格に基づく時価法により計上しており、満期はありません。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第25期中間会計期間 (自平成21年 4月 1日 至平成21年 9月30日)	
1株当たり純資産額	26,971円26銭
1株当たり中間純損失	5,316円86銭
1株当たり中間純損失の算定の基礎	
中間損益計算書上の中間純損失	177,391千円
普通株式に係る中間純損失	177,391千円
差額	-
期中平均株式数	
普通株式	33,364株
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式の発行が無いため、記載しておりません。	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	第23期 (平成20年3月31日)	第24期 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,743,280	626,501
関係会社短期貸付金	210,000	-
前払費用	699,402	661,779
未収入金	24,651	17,590
未収委託者報酬	704,752	390,561
未収収益	*1 113,206	*1 74,644
繰延税金資産	351,586	372,728
立替金	*1 82,744	29,494
未収還付法人税等	-	132,022
未収消費税等	10,061	45,403
その他	69	99
流動資産合計	3,939,756	2,350,826
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備（純額）	*2 40,757	*2 73,647
器具備品（純額）	*2 60,361	*2 94,832
リース資産（純額）	-	*2 4,732
有形固定資産合計	101,118	173,212
無形固定資産		
ソフトウェア	4,860	9,871
電話加入権	584	584
無形固定資産合計	5,445	10,455
投資その他の資産		
投資有価証券	203,003	19,036
長期差入保証金	326,979	248,007
長期前払費用	3,095	2,142
関係会社株式	10,000	10,000
繰延税金資産	784,770	586,032
投資その他の資産合計	1,327,848	865,218
固定資産合計	1,434,412	1,048,887
資産合計	5,374,169	3,399,713
負債の部		
流動負債		
リース債務	-	979
預り金	*1 65,585	23,335
未払金	*1 583,202	244,327
未払手数料	409,247	196,354
その他未払金	173,955	47,972
未払費用	422,960	214,655
未払配当金	*1 445,370	-

未払法人税等	53,126	14,049
前受収益	2,550,772	2,482,840
賞与引当金	70,726	31,450
役員賞与引当金	15,525	5,550
流動負債合計	4,207,270	3,017,187
固定負債		
リース債務	-	3,753
退職給付引当金	28,616	38,734
固定負債合計	28,616	42,488
負債合計	4,235,887	3,059,675
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
資本剰余金		
資本準備金	395,012	395,012
資本剰余金合計	395,012	395,012
利益剰余金		
その他利益剰余金	446,944	352,446
繰越利益剰余金	446,944	352,446
利益剰余金合計	446,944	352,446
株主資本合計	1,141,957	342,566
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,675	2,528
評価・換算差額等合計	3,675	2,528
純資産合計	1,138,281	340,037
負債純資産合計	5,374,169	3,399,713

(2) 損益計算書

(単位 : 千円)

	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	8,825,272	5,212,553
投資顧問料	*1 206,412	-
運用受託報酬	-	39,280
その他営業収益	*1 425,835	322,292
営業収益合計	9,457,520	5,574,127
営業費用		
支払手数料	4,974,756	2,898,032
広告宣伝費	284,112	207,568
調査費	697,315	459,384
調査費	106,581	56,841
委託調査費	*1 590,734	402,543
委託計算費	70,676	67,429
営業雑経費	700,370	526,385
通信費	*1 388,521	291,586
保険料	4,053	5,458
印刷費	300,621	222,420
諸会費	7,174	6,919
営業費用合計	6,727,231	4,158,801
一般管理費		
給料	1,221,755	1,275,547
役員報酬	130,052	162,190
給料・手当	845,497	971,558
役員賞与	65,653	41,389
賞与	180,553	100,408
福利厚生費	205,586	191,728
退職給付費用	77,028	75,106
交際費	16,889	9,914
旅費交通費	53,888	39,269
不動産賃借料	130,246	215,350
修繕費	41,734	12,617
固定資産減価償却費	17,212	37,874
消耗器具備品費	39,895	49,031
専門家報酬	68,411	32,554
諸経費	85,338	52,741
一般管理費合計	1,957,988	1,991,735
営業利益又は営業損失()	772,300	576,409
営業外収益		
受取利息	*1 1,902	*1 1,700
雑収入	4,541	4,937
営業外収益合計	6,444	6,637

営業外費用			
支払利息		26	-
為替差損		2,891	3,362
投資有価証券売却損		-	8,152
営業外費用合計		2,917	11,514
経常利益又は経常損失()		775,827	581,286
特別損失			
固定資産除却損	*2	58,100	1,062
違約金損失		-	*2 27,867
特別損失合計		58,100	28,929
税引前当期純利益			
又は税引前当期純損失()		717,726	610,215
法人税、住民税及び事業税		254,739	272
法人税等追徴税額		-	12,092
法人税等調整額		65,528	176,809
法人税等合計		320,268	189,174
当期純利益又は当期純損失()		397,458	799,390

(3) 株主資本等変動計算書

(単位:千円)

	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	300,000	300,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	300,000	300,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	395,012	395,012
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	395,012	395,012
資本剰余金合計		
前期末残高	395,012	395,012
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	395,012	395,012
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	494,856	446,944
当期変動額		
剰余金の配当	445,370	-
当期純利益 又は当期純損失 ()	397,458	799,390
当期変動額合計	47,912	799,390
当期末残高	446,944	352,446
利益剰余金合計		
前期末残高	494,856	446,944
当期変動額		
剰余金の配当	445,370	-
当期純利益 又は当期純損失 ()	397,458	799,390
当期変動額合計	47,912	799,390
当期末残高	446,944	352,446
株主資本合計		
前期末残高	1,189,869	1,141,957
当期変動額		
剰余金の配当	445,370	-
当期純利益又は当期純損失 ()	397,458	799,390
当期変動額合計	47,912	799,390

当期末残高	1,141,957	342,566
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	124	3,675
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	3,799	1,146
当期変動額合計	3,799	1,146
当期末残高	3,675	2,528
評価・換算差額等合計		
前期末残高	124	3,675
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	3,799	1,146
当期変動額合計	3,799	1,146
当期末残高	3,675	2,528
純資産合計		
前期末残高	1,189,993	1,138,281
当期変動額		
剰余金の配当	445,370	-
当期純利益又は当期純損失()	397,458	799,390
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	3,799	1,146
当期変動額合計	51,711	798,243
当期末残高	1,138,281	340,037

重要な会計方針

項目	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価 基準及び評価方法 2. 固定資産の減価 償却の方法	<p>(1) 子会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部資本直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により 算定)</p> <p>(1) 有形固定資産 見積耐用年数に基づく定額法により 償却しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 見積耐用年数に基づく定額法により 償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについ ては、社内における利用可能期間(3 年)に基づいております。</p>	<p>(1) 子会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 同左</p> <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価 額を零とする定額法により償却し ております。 なお、リース物件の所有権が借主に 移転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引のうち、 リース取引開始日が平成20年4月1 日前に開始する事業年度に属する ものについては、通常の賃貸借取引 に係る方法に準じた会計処理に よっております。</p>
3. 引当金の計上基 準	<p>(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事 業年度末における退職給付債務及び 年金資産の見込額に基づき計上して おります。 なお、会計基準変更時差異(7,388千 円)については、15年による均等額を 費用処理しております。</p>	<p>(1) 退職給付引当金 同左</p>
	<p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて賞与支 給見込額の当期負担額を計上してお ります。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同左</p>

	<p>(3) 役員賞与引当金 役員の賞与の支払に備えて賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p>	<p>(3) 役員賞与引当金 同左</p>
<p>4. リース取引の処理方法</p>	<p>(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	
<p>5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p>

会計処理方法の変更

<p>第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響額は軽微であります。</p>

表示方法の変更

<p>第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)</p>

<p>「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)の別紙様式に基づき、前事業年度において「現金」及び「預金」として掲記されていたものは当事業年度より「現金・預金」と表示し、また、前事業年度において「法人税等」と掲記されていたものは当事業年度より「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。</p>	<p>前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度から「運用受託報酬」として計上しております。</p>
---	--

注記事項

(貸借対照表関係)

第23期 (平成20年3月31日)	第24期 (平成21年3月31日)																						
<p>*1 関係会社に対する資産及び負債 区別掲記されたもの以外で各科目に含まれて いるものは以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未収収益</td> <td style="text-align: right;">79,980千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">立替金</td> <td style="text-align: right;">15,756千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払金</td> <td style="text-align: right;">211,701千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払配当金</td> <td style="text-align: right;">445,370千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預り金</td> <td style="text-align: right;">13,301千円</td> </tr> </table> <p>*2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物付属設備</td> <td style="text-align: right;">1,405千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">23,931千円</td> </tr> </table>	未収収益	79,980千円	立替金	15,756千円	未払金	211,701千円	未払配当金	445,370千円	預り金	13,301千円	建物付属設備	1,405千円	器具備品	23,931千円	<p>*1 関係会社に対する資産及び負債 区別掲記されたもの以外で各科目に含まれて いるものは以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未収収益</td> <td style="text-align: right;">53,765千円</td> </tr> </table> <p>*2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物付属設備</td> <td style="text-align: right;">13,594千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">38,053千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">リース資産</td> <td style="text-align: right;">163千円</td> </tr> </table>	未収収益	53,765千円	建物付属設備	13,594千円	器具備品	38,053千円	リース資産	163千円
未収収益	79,980千円																						
立替金	15,756千円																						
未払金	211,701千円																						
未払配当金	445,370千円																						
預り金	13,301千円																						
建物付属設備	1,405千円																						
器具備品	23,931千円																						
未収収益	53,765千円																						
建物付属設備	13,594千円																						
器具備品	38,053千円																						
リース資産	163千円																						

(損益計算書関係)

<p style="text-align: center;">第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>*1 関係会社との取引</p> <p>営業収益</p> <p>投資顧問料 131,735千円</p> <p>その他営業収益 274,173千円</p> <p>営業費用</p> <p>委託調査費 132,968千円</p> <p> 通信費 243,487千円</p> <p>営業外収益</p> <p>受取利息 1,642千円</p> <p>*2 固定資産除却損58,100千円は、事務所の移転に伴い旧建物付属設備の除却を行ったものです。</p>	<p>*1 関係会社との取引</p> <p>営業外収益</p> <p>受取利息 1,671千円</p> <p>*2 違約金損失27,867千円は、貸室申込書の撤回にかかる違約金です。</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,200	-	-	23,200
合計	23,200	-	-	23,200

2. 配当に関する事項

(1) 未払配当金

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通 株式	445,370	利益 剰余金	19,197円02銭	平成19年 3月31日	平成19年 6月29日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通 株式	313,000	利益 剰余金	13,491円37銭	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,200	-	-	23,200
合計	23,200	-	-	23,200

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	445,370	19,197円02銭	平成19年 3月31日	平成19年 6月29日

前期において未払となっていた配当金を支払ったものであります。

(2) 株主が受取の権利を放棄した配当金

当社の100%株主であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーは、平成20年6月26日開催の定時株主総会において決議された剰余金の配当313,000千円の受取の権利を平成21年1月5日に放棄いたしました。なお、配当金の支払いがなかったことから、株主資本等変動計算書上は、配当金の支払いと放棄による戻し入れを相殺処理しております。

- (3) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
--	--

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	千円 6,888	千円 459	千円 6,428

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	1,377千円
1年超	5,050千円
合計	6,428千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	459千円
減価償却相当額	459千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、投資顧問事業における事務用機器（器具備品）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	千円 6,888	千円 1,836	千円 5,051

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	1,377千円
1年超	3,673千円
合計	5,051千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	1,377千円
減価償却相当額	1,377千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(有価証券関係)

第23期

1. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日)

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	その他	209,200	203,003	6,196
合計		209,200	203,003	6,196

(注)有価証券は期末時の市場価格に基づく時価法により計上しており、満期はありません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

第24期

1. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日)

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	その他	23,300	19,036	4,263
合計		23,300	19,036	4,263

(注)有価証券は期末時の市場価格に基づく時価法により計上しており、満期はありません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
198,047	1,287	9,440

(デリバティブ取引関係)

第23期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第24期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は平成3年11月より確定給付型の制度として税制適格年金を採用していましたが、平成18年1月に規約型企業年金に移行し、一部について確定拠出年金制度へ移行しました。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第23期 (平成20年3月31日)	第24期 (平成21年3月31日)
(1) 退職給付債務(千円)	69,569	88,423
(2) 年金資産(千円)	37,504	46,732
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	32,064	41,690
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	3,447	2,955
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	28,616	38,734
(6) 前払年金費用(千円)	-	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	28,616	38,734

3. 退職給付費用の内訳

	第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
退職給付費用	77,028	75,106
(1) 勤務費用(千円)	*1	*1
(2) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	40,513	62,024
(3) 臨時に支払った割増退職金(千円)	492	492
	36,023	12,590

(注) *1 確定拠出年金への掛金支払額を含んでおります。

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成10年6月16日))に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

(税効果会計関係)

第23期 (平成20年3月31日)	第24期 (平成21年3月31日)
1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳	1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
前受収益 1,037,909	前受収益 1,010,267
その他 98,448	繰越欠損金 173,408
繰延税金資産小計 1,136,357 -	その他 64,458
評価性引当額	繰延税金資産小計 1,248,135
繰延税金資産合計 1,136,357	評価性引当額 289,373
	繰延税金資産合計 958,761

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	40.7%
交際費	0.7%
役員賞与	4.2%
その他	1.0%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	44.6%

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失のため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千ユーロ)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	クレディ・アグリコ ルアセット マネジメント S.A.	フランス、パ リ市	546,162	投資顧問 業	被所有 直接 100%	兼任 1名	投資信 託、投 資顧問 契約の 再委任 等	投資顧問料の 受取	131,735	未収収益	12,339
								委託調査費 (当社ファン ドの運用委託 費)等の支払	132,968	未払金	151,002
								その他営業収 益(主に、情 報提供、コン サルティング 料)の受取	239,173	未収収益	57,500
								-	-	未払配当 金	445,370

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 各社間の投資顧問料、運用委託費の收受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
2. 情報提供、コンサルティング料の受取については、両社間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

（2）子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	イースト・アジア ・エスアイエス株式 会社	東京都 千代田区	千円 10,000	情報機器 の保守管 理業	所有 直接 100%	兼任 2名	コン ピュ ータ シス テム 等 の運 用・ 保守 業務 の委 託等	通信費の支払	243,487	未払金	60,699
								資金の貸付	60,000	貸付金	210,000
								利息の受取	1,642	未収入金	1,140
								-	-	立替金	15,756
								-	-	預り金	13,301

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

委託料の支払については、両者間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

（3）兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				

親会社の子会社	クレディ・アグリコルアセットマネジメントホンコンLtd.	中国ホンコン	千米ドル 1,300	投資顧問業	-	なし	投資顧問契約の再委任等	その他営業収益の受取	29,227	未収収益	5,234
								委託調査費等の支払	62,725	未払金	6,484
親会社の子会社	クレディ・アグリコル・アセットマネジメント・オルタナティブ・インベストメンツLTD	バミューダ、ペンブローク	千ユーロ 10	投資信託委託業	-	なし	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払	38,092	未払金	9,762
親会社の子会社	クレディ・アグリコル・ストラクチャード・アセット・マネジメント S.A.	フランス、パリ市	千ユーロ 78,077	投資顧問業	-	なし	投資顧問契約の再委任等	委託調査費等の支払	344,199	前払費用	663,677
										未払金	423
										未収入金(注)1	12,045

(注) 1. 未収入金は委託調査費の支払いに関するリベートであります。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

各社間の投資顧問料等の收受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千ユーロ）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	クレディ・アグリコルアセットマネジメント・エス・エー	フランス、パリ市	546,162	投資顧問業	被所有 直接100%	投資信託、投資顧問契約の再委任等 役員の兼任	情報提供、コンサルティング料(その他営業収益)の受取	249,637	未収収益	41,950

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 情報提供、コンサルティング料の受取については、両社間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

（2）財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
会社	イースト・アジア・エスアイティエス株式会社	東京都千代田区	10,000	情報機器の保守管理業	所有 直接100%	コンピュータシステム等の運用・保守業務の委託等 役員の兼任	固定資産の譲受	118,233	-	-
							保証金の承継	34,477		
							資金の返済	210,000		
							通信費の支払	120,678		
							利息の受取	1,671		

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. イースト・アジア・エスアイティエス株式会社の解散に伴い固定資産の譲受、保証金の承継及び資金の返済を受けております。固定資産の譲受及び保証金の承継については、イースト・アジア・エスアイティエス株式会社の算定した対価に基づき、交渉の上決定しております。
2. 通信費については、両者間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

（3）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千ユーロ）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
----	--------	-----	----------------	-------	----------------	-----------	-------	----------	----	----------

親会社の子会社	クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エー	フランス、パリ市	78,077	投資顧問業	-	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払	844,452	前払費用	640,301
									未払金	537

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

クレディ・アグリコル エス・エー (ユーロネクスト パリに上場)

クレディ・アグリコル アセットマネジメント・グループ・エス・エー (非上場)

クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー (非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	49,063円87銭	1株当たり純資産額	14,656円80銭
1株当たり当期純利益	17,131円83銭	1株当たり当期純損失	34,456円47銭
1株当たり当期純利益の算定の基礎		1株当たり当期純損失の算定の基礎	
損益計算書上の当期純利益	397,458千円	損益計算書上の当期純損失	799,390千円
普通株式に係る当期純利益	397,458千円	普通株式に係る当期純損失	799,390千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	23,200株	普通株式	23,200株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式の発行が無いため、記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式の発行が無いため、記載しておりません。	

(重要な後発事象)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。	<p>(重要な新株の発行及び資本金の減少) 当社は、平成21年4月16日開催の取締役会において、株主割当による新株発行を決議しました。</p> <p>(1)募集等の方法 株主割当による新株の募集。</p> <p>(2)発行する株式の種類及び数 普通株20千株</p> <p>(3)発行価格 1株につき50千円</p> <p>(4)発行価額 1,000,000千円</p> <p>(5)発行価額のうち資本金へ組入れる額 500,000千円</p> <p>(6)発行価額のうち資本準備金へ組入れる額 500,000千円</p> <p>(7)申込期日 平成21年4月16日</p> <p>(8)払込期日 平成21年5月19日</p> <p>(9)資金の用途 財務状態の強化。</p>

	<p>ただし、当社は、同日開催の取締役会において、資本金の減少を決議しました。先の新株発行により資本金に組入れられた500,000千円についても、平成21年6月30日付けで資本準備金への組入れを行いますので、平成21年6月30日以降の資本金の金額は、増資以前の300,000千円と変更はありません。</p> <p>(1)資本金の減少の目的 資本金の金額を維持するため。</p> <p>(2)資本金の減少の方法 発行済株式総数の変更を行わず、資本金の額のみを減少する。</p> <p>(3)減少する資本金の額 500,000千円</p> <p>(4)減資の日程 取締役会決議日 平成21年4月16日 債権者異議申述公告日 平成21年4月24日 債権者異議申述最終期日 平成21年5月24日 効力発生日 平成21年6月30日</p>
--	--

[次へ](#)

注記事項

（貸借対照表関係）

第27期 (平成20年3月31日現在)	第28期 (平成21年3月31日現在)																																						
<p>*1. 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 70%;">未収委託者報酬</td><td style="text-align: right;">39,094千円</td></tr> <tr><td>未収運用受託報酬</td><td style="text-align: right;">31,655千円</td></tr> <tr><td>未収投資助言報酬</td><td style="text-align: right;">75,675千円</td></tr> <tr><td>立替金</td><td style="text-align: right;">10,312千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">4,440千円</td></tr> <tr><td>関係会社長期貸付金</td><td style="text-align: right;">850,000千円</td></tr> <tr><td>預り金</td><td style="text-align: right;">898千円</td></tr> <tr><td>未払手数料</td><td style="text-align: right;">20,346千円</td></tr> <tr><td>その他未払金</td><td style="text-align: right;">5,172千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">50,311千円</td></tr> </table>	未収委託者報酬	39,094千円	未収運用受託報酬	31,655千円	未収投資助言報酬	75,675千円	立替金	10,312千円	その他	4,440千円	関係会社長期貸付金	850,000千円	預り金	898千円	未払手数料	20,346千円	その他未払金	5,172千円	未払費用	50,311千円	<p>*1. 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 70%;">未収委託者報酬</td><td style="text-align: right;">45,346千円</td></tr> <tr><td>未収運用受託報酬</td><td style="text-align: right;">33,616千円</td></tr> <tr><td>未収投資助言報酬</td><td style="text-align: right;">11,812千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">3,636千円</td></tr> <tr><td>関係会社長期貸付金</td><td style="text-align: right;">850,000千円</td></tr> <tr><td>預り金</td><td style="text-align: right;">898千円</td></tr> <tr><td>未払手数料</td><td style="text-align: right;">7,579千円</td></tr> <tr><td>その他未払金</td><td style="text-align: right;">5,254千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">11,248千円</td></tr> </table>	未収委託者報酬	45,346千円	未収運用受託報酬	33,616千円	未収投資助言報酬	11,812千円	その他	3,636千円	関係会社長期貸付金	850,000千円	預り金	898千円	未払手数料	7,579千円	その他未払金	5,254千円	未払費用	11,248千円
未収委託者報酬	39,094千円																																						
未収運用受託報酬	31,655千円																																						
未収投資助言報酬	75,675千円																																						
立替金	10,312千円																																						
その他	4,440千円																																						
関係会社長期貸付金	850,000千円																																						
預り金	898千円																																						
未払手数料	20,346千円																																						
その他未払金	5,172千円																																						
未払費用	50,311千円																																						
未収委託者報酬	45,346千円																																						
未収運用受託報酬	33,616千円																																						
未収投資助言報酬	11,812千円																																						
その他	3,636千円																																						
関係会社長期貸付金	850,000千円																																						
預り金	898千円																																						
未払手数料	7,579千円																																						
その他未払金	5,254千円																																						
未払費用	11,248千円																																						
<p>*2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 70%;">建物</td><td style="text-align: right;">57,897千円</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td style="text-align: right;">37,490千円</td></tr> </table>	建物	57,897千円	器具備品	37,490千円	<p>*2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 70%;">建物</td><td style="text-align: right;">66,636千円</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td style="text-align: right;">57,790千円</td></tr> </table>	建物	66,636千円	器具備品	57,790千円																														
建物	57,897千円																																						
器具備品	37,490千円																																						
建物	66,636千円																																						
器具備品	57,790千円																																						
<p>3. 金融機関に25,000千円の支払保証を委託しており、保証が実行された場合には、当社に同額の求償債務が生じることになります。</p>	<p>3. 金融機関に25,000千円の支払保証を委託しており、保証が実行された場合には、当社に同額の求償債務が生じることになります。</p>																																						

（損益計算書関係）

第27期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第28期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)				
<p>*1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 70%;">受取配当金</td><td style="text-align: right;">577,514千円</td></tr> </table>	受取配当金	577,514千円	<p>*1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 70%;">受取利息</td><td style="text-align: right;">14,758千円</td></tr> </table>	受取利息	14,758千円
受取配当金	577,514千円				
受取利息	14,758千円				

<p>*2.特別利益に含まれる業務補助補償</p> <p>業務補助補償は、ソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブ インベストメントが日本における業務の推進を図るために当社が提供した役務に対する対価のうち、前事業年度以前に発生したもののついてソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブ インベストメントから支払われたものであります。なお、当事業年度に発生したもののについては、発生した費用と相殺しております。</p>	<p>*2 特別利益に含まれる集団訴訟和解金</p> <p>集団訴訟和解金は、すでに償還済みのSGY外国株式マザーファンドで投資しておりました企業に関する集団訴訟が和解し、当該和解金を受領したものであります。</p>
---	--

(株主資本等変動計算書関係)

第27期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)				
1.発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

第28期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)				
1.発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

（リース取引関係）

第27期 (自 平成19年4月 1 日 至 平成20年3月31 日)	第28期 (自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31 日)																
(単位：千円)																	
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引																
(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	(1)リース資産の内容																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額</th> <th>減価償却 累計額 相当額</th> <th>期末残高 相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">29,911</td> <td style="text-align: right;">20,854</td> <td style="text-align: right;">9,057</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">1,565</td> <td style="text-align: right;">1,252</td> <td style="text-align: right;">313</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">31,476</td> <td style="text-align: right;">22,106</td> <td style="text-align: right;">9,370</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額	器具備品	29,911	20,854	9,057	ソフトウェア	1,565	1,252	313	合計	31,476	22,106	9,370	有形固定資産 器具備品
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額														
器具備品	29,911	20,854	9,057														
ソフトウェア	1,565	1,252	313														
合計	31,476	22,106	9,370														
(2)未経過リース料期末残高相当額	(2)リース資産の減価償却方法																
<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">5,784</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">3,763</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">9,547</td> </tr> </table>	1年以内	5,784	1年超	3,763	合計	9,547	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。										
1年以内	5,784																
1年超	3,763																
合計	9,547																
(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																	
<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">10,247</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">9,843</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">222</td> </tr> </table>	支払リース料	10,247	減価償却費相当額	9,843	支払利息相当額	222											
支払リース料	10,247																
減価償却費相当額	9,843																
支払利息相当額	222																
(4)減価償却費相当額の算定方法																	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。																	
(5)利息相当額の算定方法																	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。																	

（有価証券関係）

第27期

（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 子会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	1,222,404	1,226,700	4,296
	(3) その他	-	-	-
	小計	1,222,404	1,226,700	4,296
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	7,100	6,154	946
	小計	7,100	6,154	946
合計		1,229,504	1,232,854	3,350

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	503,978	536	-

4. 時価評価されていない主な有価証券の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (千円)
(1)子会社株式 子会社株式	168,117
(2)その他有価証券 非上場株式	30

5. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
1. 債券				

(1) 国債・地方債等	303,900	922,800	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
2. その他	-	-	-	-
合計	303,900	922,800	-	-

第28期

(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	611,835	614,400	2,565
	(3) その他	-	-	-
	小計	611,835	614,400	2,565
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	305,730	304,050	1,680
	(3) その他	6,000	3,832	2,168
	小計	311,730	307,882	3,848
合計		923,565	922,282	1,283

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
国債	300,000	-	4,839
投資信託	1,100	14	-

3. 時価評価されていない主な有価証券の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (千円)
(1) 子会社株式 子会社株式	168,117
(2) その他有価証券 非上場株式	30

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	304,050	614,400	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
2. その他	-	-	-	-
合計	304,050	614,400	-	-

(デリバティブ取引関係)

第27期

(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第28期

(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第27期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1．親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ソシエテ ジェネラル アセットマネジ メント	フランス パリ市	307百万 ユーロ	投資 顧問業	(被所有) 間接 100%	兼任 1人	事業の統 括及び管 理	運用受託報酬 *1	129,707	未収運用 受託報酬	31,610
								投資助言報酬 *1	173,760	未収投資 助言報酬	73,403
親会社	SGAMノースパシ フィック株式会社	東京都 中央区	3,150 百万円	有価証券 の保有	(被所有) 直接 100%	兼任 2人	持株会社	貸付金の返済	200,000	-	-
								資金の貸付 *2	850,000	長期貸付 金	850,000
								利息の受取 *2	11,579	未収利息	3,788

（注）

- ソシエテ ジェネラル アセットマネジメントは、SGAMノースパシフィック株式会社の議決権を99.2%直接所有しております。
- 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *1 運用受託報酬及び投資助言報酬については、当該各契約に基づいて決定しております。
 - *2 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。
- 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2．兄弟会社

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)	
						役員の 兼任等	事業上 の関係					
親会社の 子会社	ソシエテジェネラル アセットマネジメン ト オルタナティブ インベストメント	フランス パリ市	68,673 千ユーロ	投資 顧問業	なし	なし	なし	運用再委託	支払投信手数料 *1	14,913	未払手 数 料	32,210
								運用再委託	支払投資顧問料 *1	49,245	未払投資 顧 問料	146,307
								業務補助	経費の立替 *2	209,592	立替金	34,131
									業務補助補償 *3	61,996	-	-
親会社の 子会社	ソシエテ ジェネラル バンク アンド トラスト ルクセン ブルグ	ルクセン ブルグ ルクセン ブルグ市	1,179 百万 ユーロ	銀行業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	438,229	未収運用 受託報酬	15,685	

親会社の 子会社	ソシエテ ジェネラ ル アセット マネジ メント ルクセン ブルグ	ルクセン ブルグ ルクセン ブルグ市	5,000 千ユーロ	投資 顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	146,494	未収運用 受託報酬	11,094
-------------	--	-----------------------------	---------------	-----------	----	----	-------	-----------	---------	--------------	--------

(注)

1. ソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブ インベストメント及びソシエテジェネラルアセットマネジメント ルクセンブルグは、ソシエテジェネラルアセットマネジメントの子会社であり、ソシエテジェネラル バンク アンド トラスト ルクセンブルグはソシエテジェネラル(ソシエテジェネラルアセットマネジメントの親会社)の子会社です。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *1 運用受託報酬、支払投資顧問料及び支払投信手数料については、当該各契約に基づいて決定しております。
 - *2 経費の立替は、契約に基づいて当社が当該兄弟会社のために行っている支払であり、人件費及び経費の実額であります。
 - *3 業務補助補償は、契約に基づいて当社が提供した役務対価であり、前事業年度以前に発生したものについて同社から支払を受けたものであります。
3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

第28期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません

（1）当社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	ソシエテ ジェネラル アセットマネジメント	フランス パリ市	323百万 ユーロ	投資 顧問業	(被所有) 間接 100%	事業の統括及び管 理 役員の兼任	運用受託報酬 *1	74,054	未収運用 受託報酬	21,642
							投資助言報酬 *1	120,419	未収投資 助言報酬	9,131
親会社	SGAM ノースパシ フィック株式会社	東京都 中央区	3,150 百万円	有価証券 の保有	(被所有) 直接 100%	持株会社 役員の兼任	資金の貸付	-	長期貸付 金	850,000
							利息の受取 *2	14,758	未収利息	3,636

（注）

- ソシエテ ジェネラル アセットマネジメントは、SGAM ノースパシフィック株式会社の議決権を99.2%直接所有しております。
- 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *1 運用受託報酬及び投資助言報酬については、当該各契約に基いて決定しております。
 - *2 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。
- 上記金額には消費税等は含まれておりません。

（2）当社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の親 会社を持 つ会社	ソシエテジェネラル アセットマネジメント オルタナティブ インベストメント	フランス パリ市	82,035 千ユー ロ	投資 顧問業	なし	運用再委託	支払投信手 数 料 *1	14,415	未払手 数 料	10,284
						運用再委託	支払投資顧 問 料 *1	53,448	未払投資 顧 問料	993
						業務補助	経費の立替 *2	23,799	立替金	-

同一の親会社を持つ会社	ソシエテ ジェネラル バンク アンド トラスト ルクセンブルグ	ルクセンブルグ市	1,179 百万 ユーロ	銀行業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	71,659	未収運用 受託報酬	344
同一の親会社を持つ会社	ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント ルクセンブルグ	ルクセンブルグ市	5,000 千ユー ロ	投資 顧問業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	44,531	未収運用 受託報酬	7,315

(注)

- ソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブ インベストメント及びソシエテジェネラルアセットマネジメント ルクセンブルグは、ソシエテジェネラルアセットマネジメントの子会社であり、ソシエテジェネラル バンク アンド トラスト ルクセンブルグはソシエテジェネラル（ソシエテジェネラルアセットマネジメントの親会社）の子会社です。
- 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *1 運用受託報酬、支払投資顧問料及び支払投信手数料については、当該各契約に基いて決定しております。
 - *2 経費の立替は、契約に基づいて当社が当該同一の親会社を持つ会社のために行っている支払であり、人件費及び経費の実額であります。
- 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2.親会社に関する注記

親会社情報

ソシエテジェネラルアセットマネジメント（非上場）

S G A M ノースパシフィック株式会社（非上場）

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第27期	第28期
	(平成20年3月31日現在)	(平成21年3月31日現在)
繰延税金資産	千円	千円
子会社株式に係る株式配当認定益	17,208	17,208
賞与引当金等損金算入限度超過額	70,287	53,885
貸倒引当金損金算入限度超過額	4,085	5,145
未払事業税等否認額	43,371	11,623
ゴルフ会員権評価損否認額	21,773	7,430
その他有価証券評価差額金	-	522
役員退職慰労引当金繰入否認額	8,854	-
逸失利益補償損失引当金繰入否認額	20,345	-
過年度債権償却否認額	3,036	-
繰延税金資産小計	188,959	95,812
評価性引当額	51,596	29,556
繰延税金資産合計	137,363	66,257
繰延税金負債		
事業税還付未収金	-	17,257
その他有価証券評価差額金	1,363	-
繰延税金資産の純額	136,000	49,000

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第27期	第28期
	(平成20年3月31日現在)	(平成21年3月31日現在)
法定実効税率		40.69%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		8.02%
住民税均等割	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております	0.83%
評価性引当額		7.95%
過年度法人税等還付額		19.11%
過年度法人税等追徴額		0.84%
税額控除額		1.41%
その他		0.55%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		21.36%

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、平成14年10月1日より、確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用の額

（単位：千円）

	第27期 （平成20年3月31日現在）	第28期 （平成21年3月31日現在）
退職給付費用*1	567	1,333
その他 *2	49,234	44,588
合計	49,801	45,921

*1退職給付費用は、退職金支払額であります。

*2 その他は、確定拠出型年金への掛金支払額であります。

（1株当たり情報）

第27期 （自 平成19年4月 1 日 至 平成20年3月31 日）		第28期 （自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31 日）	
1株当たり純資産額	2,463.93円	1株当たり純資産額	2,553.60円
1株当たり当期純利益金額	311.85円	1株当たり当期純利益金額	90.81円
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。</p>	
当期純利益	748,446千円	当期純利益	217,940千円
普通株式に係る当期純利益	748,446千円	普通株式に係る当期純利益	217,940千円
期中平均株式数	2,400千株	期中平均株式数	2,400千株

（重要な後発事象）

第27期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）
該当事項はありません。

第28期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
該当事項はありません。

[次へ](#)

(1) 中間貸借対照表

科 目	期 別	当中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)	
		金 額	構 成 比
(資産の部)		千円	%
流動資産			
1 現金・預金		2,853,434	
2 有価証券		1,302,627	
3 関係会社短期貸付金		850,000	
4 未収委託者報酬		689,899	
5 未収運用受託報酬		948,416	
6 未収投資助言報酬		64,347	
7 その他		113,038	
流動資産計		6,821,761	83.6
固定資産			
1 有形固定資産	*1	214,617	2.6
2 無形固定資産		13,526	0.2
3 投資その他の資産			
(1) 投資有価証券		713,358	
(2) 関係会社株式		168,117	
(3) 長期差入保証金		224,137	
(4) その他		12,740	
(5) 貸倒引当金		12,440	
投資その他の資産計		1,105,912	13.6
固定資産計		1,334,055	16.4
資産合計		8,155,816	100.0
(負債の部)			
流動負債			
1 リース債務		9,069	
2 未払償還金		14,564	
3 未払手数料		373,634	
4 その他未払金		332,170	
5 未払費用		159,840	
6 前受収益		1,551	
7 未払法人税等		193,005	
8 賞与引当金		200,843	
9 役員賞与引当金		26,231	
10 その他		99,536	
流動負債計		1,410,443	17.3
固定負債			
1 リース債務		6,143	
2 役員賞与引当金		3,138	
固定負債計		9,281	0.1
負債合計		1,419,723	17.4
(純資産の部)			
株主資本			
1 資本金		1,200,000	14.7
2 資本剰余金			
資本準備金		1,076,268	
資本剰余金計		1,076,268	13.2
3 利益剰余金			
(1) 利益準備金		110,093	
(2) その他利益剰余金			
別途積立金		1,600,000	

繰越利益剰余金	2,750,947	
利益剰余金計	4,461,039	54.7
株主資本計	6,737,308	82.6
評価・換算差額等		
其他有価証券評価差額金	1,214	
評価・換算差額等計	1,214	0.0
純資産合計	6,736,093	82.6
負債・純資産合計	8,155,816	100.0

(2) 中間損益計算書

科 目	期 別	当中間会計期間 (自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日)	
		金 額	百 分 比
		千円	%
営業収益		2,424,077	100.0
営業費用		932,802	38.5
一般管理費	*1	1,343,000	55.4
営業利益		148,275	6.1
営業外収益	*2	1,026,759	42.4
営業外費用		1,854	0.1
経常利益		1,173,180	48.4
税引前中間純利益		1,173,180	48.4
法人税、住民税及び事業税		511,537	21.1
過年度法人税等		4,417	0.2
法人税等調整額		49,311	2.0
中間純利益		607,915	25.1

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	1,200,000
	当中間会計期間末残高	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	1,076,268
	当中間会計期間末残高	1,076,268
資本剰余金合計	前期末残高	1,076,268
	当中間会計期間末残高	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	110,093
	当中間会計期間末残高	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金	前期末残高	1,600,000
	当中間会計期間末残高	1,600,000
繰越利益剰余金	前期末残高	2,143,031
	当中間会計期間変動額	中間純利益 607,915
	当中間会計期間末残高	2,750,947
利益剰余金合計	前期末残高	3,853,124
	当中間会計期間変動額	607,915
	当中間会計期間末残高	4,461,039
株主資本合計	前期末残高	6,129,392
	当中間会計期間変動額	607,915
	当中間会計期間末残高	6,737,308
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	761
	当中間会計期間変動額（純額）	453
	当中間会計期間末残高	1,214
純資産合計	前期末残高	6,128,631
	当中間会計期間変動額	607,462
	当中間会計期間末残高	6,736,093

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項 目	当中間会計期間 (自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 10年～24年 器具備品 4年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該役員賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。</p>

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。 また、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(2) 連結納税制度の採用 当中間会計期間から、SGAMノースパシフィック株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を採用しております。</p>
------------------------------	---

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 （平成21年9月30日現在）		
*1 有形固定資産の減価償却累計額	138,082	千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 （自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日）	
*1. 減価償却実施額	
有形固定資産	15,492 千円
無形固定資産	2,010 千円
*2. 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	1,001,079 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末(千株)	増加(千株)	減少(千株)	当中間会計期間末(千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

（リース取引関係）

当中間会計期間末 （自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日）	
ファイナンス・リース取引	
所有権移転外ファイナンス・リース取引	
（1）リース資産の内容	
有形固定資産	
器具備品	
（2）リース資産の減価償却方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	

（有価証券関係）

当中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)			
1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの			
該当事項はありません。			
2. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの			
該当事項はありません。			
3. その他有価証券で時価のあるもの			
(単位：千円)			
種 類	取得原価	中間貸借対照表 計上額	差額
債 券	917,565	917,190	375
その他(注)	1,100,437	1,098,764	1,672
合 計	2,018,002	2,015,954	2,047
(注) 投資信託受益証券であります。			
4. 時価評価されていない主な有価証券			
(単位：千円)			
		中間貸借対照表計上額	
(1)子会社株式		168,117	
(2)その他有価証券 非上場株式		30	

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)	
当中間会計期間末の残高はありません。	

（1株当たり情報）

当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	
1株当たり純資産額	2,806円71銭
1株当たり中間純利益	253円30銭

(1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(2) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益	607,915 千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	607,915 千円
期中平均株式数	2,400 千株

(重要な後発事象)

当中間会計期間
(自 平成21年 4月 1日
至 平成21年 9月30日)

該当事項はありません。

[次へ](#)

1【財務諸表】

CAリそなグローバル・ブランド・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第6計算期間末 (平成21年5月15日)	第7計算期間末 (平成21年11月16日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	104,422,573	82,967,064
親投資信託受益証券	6,421,323,897	7,449,715,825
未収入金	7,000,000	15,000,000
未収利息	143	113
流動資産合計	6,532,746,613	7,547,683,002
資産合計		
	6,532,746,613	7,547,683,002
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,630,286	13,169,194
未払受託者報酬	2,417,053	2,994,173
未払委託者報酬	51,362,331	63,626,116
その他未払費用	550,000	400,000
流動負債合計	59,959,670	80,189,483
負債合計		
	59,959,670	80,189,483
純資産の部		
元本等		
元本	1,2 12,384,722,890	1,2 11,449,390,804
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	3 5,911,935,947	3 3,981,897,285
(分配準備積立金)	109,769,019	162,493,199
元本等合計	6,472,786,943	7,467,493,519
純資産合計		
	6,472,786,943	7,467,493,519
負債純資産合計		
	6,532,746,613	7,547,683,002

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第6計算期間 (自平成20年11月18日 至平成21年5月15日)	第7計算期間 (自平成21年5月16日 至平成21年11月16日)
営業収益		
受取利息	20,841	14,666
有価証券売買等損益	655,783,449	1,620,391,928
営業収益合計	655,804,290	1,620,406,594
営業費用		
受託者報酬	2,417,053	2,994,173
委託者報酬	1 51,362,331	1 63,626,116
その他費用	550,000	400,000
営業費用合計	54,329,384	67,020,289
営業利益又は営業損失()	601,474,906	1,553,386,305
経常利益又は経常損失()	601,474,906	1,553,386,305
当期純利益又は当期純損失()	601,474,906	1,553,386,305
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	4,905,758	71,966,801
期首剰余金又は期首欠損金()	6,792,732,769	5,911,935,947
剰余金増加額又は欠損金減少額	296,608,770	465,778,457
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	296,608,770	465,778,457
剰余金減少額又は欠損金増加額	22,192,612	17,159,299
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	22,192,612	17,159,299
分配金	2 -	2 -
期末剰余金又は期末欠損金()	5,911,935,947	3,981,897,285

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第6計算期間 (自 平成20年11月18日 至 平成21年 5月15日)	第7計算期間 (自 平成21年 5月16日 至 平成21年11月16日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。時価評価にあつて は、親投資信託受益証券の基準 価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のため の基本となる重要な事項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は前期末が休 日のため、平成20年11月18日 から平成21年5月15日までとなつて おります。	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は当期末が休 日のため、平成21年5月16日 から平成21年11月16日までとなつて おります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第6計算期間末 (平成21年 5月15日)	第7計算期間末 (平成21年11月16日)
1 期首元本額	12,907,025,296円	12,384,722,890円
期中追加設定元本額	41,271,395円	40,617,089円
期中一部解約元本額	563,573,801円	975,949,175円
2 計算期間末における受益権の 総数	12,384,722,890口	11,449,390,804口
3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その 差額は5,911,935,947円であ ります。	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その 差額は3,981,897,285円であ ります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6計算期間 (自 平成20年11月18日 至 平成21年 5月15日)	第7計算期間 (自 平成21年 5月16日 至 平成21年11月16日)
1 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委 託するために要する費用 当ファンドの投資対象である親投資信託の運用指図に 係る権限を委託するために要する費用として、委託者 報酬から販売代手数料を除いた額の27%を支払って おります。	1 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委 託するために要する費用 同左
2 分配金の計算過程	2 分配金の計算過程

<p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（78,159,930円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（54,403,740円）及び分配準備積立金（31,609,089円）より分配対象収益は164,172,759円（1万口当たり132円）ですが、分配を行っておりません。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>	<p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（61,356,101円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（50,670,126円）及び分配準備積立金（101,137,098円）より分配対象収益は213,163,325円（1万口当たり186円）ですが、分配を行っておりません。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>
--	---

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第6計算期間末 （平成21年 5月15日）		第7計算期間末 （平成21年11月16日）	
	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	6,421,323,897	652,953,286	7,449,715,825	1,541,848,666
合計	6,421,323,897	652,953,286	7,449,715,825	1,541,848,666

（デリバティブ取引等に関する注記）

第6計算期間（自 平成20年11月18日 至 平成21年5月15日）

該当事項はありません。

第7計算期間（自 平成21年5月16日 至 平成21年11月16日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第6計算期間（自 平成20年11月18日 至 平成21年5月15日）

該当事項はありません。

第7計算期間（自 平成21年5月16日 至 平成21年11月16日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第6計算期間末 （平成21年 5月15日）	第7計算期間末 （平成21年11月16日）
1口当たり純資産額	0.5226円	0.6522円
（1万口当たり純資産額）	（5,226円）	（6,522円）

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
----	----	----	----	-----	----

親投資信託受益証券	日本円	CAグローバル・ブランド・マザーファンド	8,509,098,601	7,449,715,825	
	小計		8,509,098,601	7,449,715,825	
		銘柄数	1		
		組入時価比率	99.8%	100.0%	
親投資信託受益証券 合計				7,449,715,825	
合計				7,449,715,825	

(注)組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「CAグローバル・ブランド・マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「CAグローバル・ブランド・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

		(平成21年 5月15日)		(平成21年11月16日)
資産の部				
流動資産				
預金		27,192,077		6,516,226
コール・ローン		436,822,536		56,876,423
株式		5,971,322,348		7,388,212,663
未収入金		92,121,827		58,474,085
未収配当金		28,008,427		5,599,873
未収利息		598		77
流動資産合計		6,555,467,813		7,515,679,347
資産合計		6,555,467,813		7,515,679,347
負債の部				
流動負債				
未払金		108,605,184		22,281,455
未払解約金		7,000,000		15,000,000
流動負債合計		115,605,184		37,281,455
負債合計		115,605,184		37,281,455
純資産の部				
元本等				
元本	1,2	9,275,807,711	1,2	8,542,038,992
剰余金				
期末剰余金又は期末欠損金()	3	2,835,945,082	3	1,063,641,100
元本等合計		6,439,862,629		7,478,397,892
純資産合計		6,439,862,629		7,478,397,892
負債純資産合計		6,555,467,813		7,515,679,347

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成20年11月18日 至 平成21年 5月15日)	(自 平成21年 5月16日 至 平成21年11月16日)
1 . 有価証券の評価基準 及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として 時価で評価しております。時価評 価にあたっては、金融商品取引所 等における最終相場（最終相場 のないものについては、それに準 ずる価額）、または金融商品取引 業者から提示される気配相場に基 づいて評価しております。	株式 同左
2 . デリバティブ等の評価基 準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価 で評価しております。時価評価に あたっては、原則として計算期間 末日（本報告書開示対象ファンド の期末日をいいます）の対顧客先 物売買相場において為替予約の受 渡日の仲値が発表されている場合 には当該仲値、受渡日の仲値が 発表されていない場合には発表さ れている受渡日に最も近い前後二 つの日の仲値をもとに計算して おります。	為替予約取引 同左
3 . 収益及び費用の計上 基準	受取配当金 原則として、株式の権利落ち日 において、その金額が確定してい る場合には当該金額、いまだ確定 していない場合には入金時に計上 しております。	受取配当金 同左

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
----------------------------	---	---

（貸借対照表に関する注記）

項目	（平成21年 5月15日）	（平成21年11月16日）
1 本報告書開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	9,734,587,465円	9,275,807,711円
同期中における追加設定元本額	881,822円	7,819,216円
同期中における一部解約元本額	459,661,576円	741,587,935円
同期末における元本の内訳 CAリそな グローバル・ブランド・ファンド	9,248,630,128円	8,509,098,601円
CAリそな グローバル・ブランド・ファンドVA（適格機関投資家専用）	27,177,583円	32,940,391円
合計	9,275,807,711円	8,542,038,992円
2 本報告書開示対象ファンドの期末における受益権の総数	9,275,807,711口	8,542,038,992口
3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,835,945,082円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,063,641,100円であります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（平成21年 5月15日）		（平成21年11月16日）	
	貸借対照表計上額 （円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	貸借対照表計上額 （円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株式	5,971,322,348	293,781,574	7,388,212,663	1,541,377,590
合計	5,971,322,348	293,781,574	7,388,212,663	1,541,377,590

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の状況に関する事項

項目	（自 平成20年11月18日 至 平成21年 5月15日）	（自 平成21年 5月16日 至 平成21年11月16日）
1．取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2．取引に対する取組みと利用目的	外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取りまたは支払にかかる円貨額を確定させるため、為替予約取引を行っております。	同左
3．取引に係るリスクの内容	一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。当ファンドは、為替予約取引をスポットに限定しているため、価格変動リスクはきわめて小さいと認識しております。また、為替予約の相手先は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。	同左
4．取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左
5．取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

(平成21年 5月15日)

該当事項はありません。

(平成21年11月16日)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成20年11月18日 至 平成21年5月15日)

該当事項はありません。

(自平成21年5月16日 至 平成21年11月16日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	(平成21年 5月15日)	(平成21年11月16日)
1口当たり純資産額	0.6943円	0.8755円
(1万口当たり純資産額)	(6,943円)	(8,755円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	COACH	28,906	35.56	1,027,897.36	
	NIKE 'B'	25,726	64.42	1,657,268.92	
	V F	5,500	74.48	409,640.00	
	MARRIOTT INTL. 'A'	33,068	26.96	891,513.28	
	MCDONALDS	35,169	63.58	2,236,045.02	
	YUM! BRANDS	13,800	35.29	487,002.00	
	TIME WARNER CABLE INC-A	9,335	42.18	393,750.30	
	TIME WARNER INC	37,190	31.95	1,188,220.50	
	NORDSTROM INC	20,500	33.99	696,795.00	
	RUE21 INC	4,615	24.30	112,144.50	
	STAPLES	43,954	22.41	985,009.14	
	TJX COS.	51,179	38.98	1,994,957.42	
	COSTCO WHOLESALE	31,292	60.47	1,892,227.24	
	ALTRIA GROUP INCO.	51,727	19.26	996,262.02	
	CAMPBELL SOUP	46,100	33.18	1,529,598.00	
	GENERAL MILLS	14,700	67.60	993,720.00	
	PEPSICO	31,200	61.94	1,932,528.00	
	PHILIP MORRIS INTERNAT-W/I	30,527	50.15	1,530,929.05	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	15,500	81.49	1,263,095.00	
	ESTEE LAUDER COS. 'A'	28,300	46.63	1,319,629.00	
	MEAD JOHNSON NUTRITION CO-A	15,873	45.25	718,253.25	
	PROCTER & GAMBLE	44,002	61.61	2,710,963.22	
	GOOGLE 'A'	2,100	572.05	1,201,305.00	
	APPLE INC	6,000	204.45	1,226,700.00	
RESEARCH IN MOTION	8,500	62.69	532,865.00		

小計	銘柄数	25		29,928,318.22 (2,675,591,648)	
	組入時価比率	35.8%		36.2%	
ユーロ	PHILIPS ELTN.KON	34,990	18.32	641,016.80	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	27,400	33.46	916,941.00	
	DAIMLER AG (REGISTERED)	39,300	34.30	1,347,990.00	
	FIAT	95,500	10.70	1,021,850.00	
	ADIDAS AG	14,000	35.77	500,780.00	
	BULGARI	76,000	6.29	478,420.00	
	HERMES INTL.	8,500	97.83	831,555.00	
	LVMH	20,600	75.20	1,549,120.00	
	PUMA	2,600	230.70	599,820.00	
	VIVENDI SA	20,500	19.81	406,105.00	
	INDITEX	26,700	42.95	1,146,765.00	
	PPR	12,100	83.30	1,007,930.00	
	DANONE	39,204	42.58	1,669,306.32	
	DAVIDE CAMPARI-MILANO SPA	161,500	7.20	1,162,800.00	
	PERNOD-RICARD	27,000	56.97	1,538,190.00	
	REMY COINTREAU SA	19,527	34.22	668,213.94	
	UNILEVER NV-CVA	56,310	21.07	1,186,733.25	
	BEIERSDORF	29,000	42.91	1,244,390.00	
	小計	銘柄数	18		17,917,926.31 (2,395,626,747)
		組入時価比率	32.0%		32.4%
英ポンド	INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	73,400	8.57	629,038.00	
	WPP PLC	124,300	5.72	710,996.00	
	TESCO	278,700	4.25	1,186,565.25	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO	50,000	19.90	995,250.00	
	DIAGEO	115,500	10.18	1,175,790.00	
	IMPERIAL TOBACCO GP.	66,000	18.98	1,252,680.00	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	30,700	30.35	931,745.00	
	小計	銘柄数	7		6,882,064.25 (1,026,803,986)
	組入時価比率	13.7%		13.9%	
スイスフラン	RICHEMONT	46,600	31.98	1,490,268.00	
	THE SWATCH GROUP 'B'	6,800	263.50	1,791,800.00	
	LINDT & SPRUENGLI AG-REG	66	27,585.00	1,820,610.00	
	NESTLE 'R'	84,600	47.57	4,024,422.00	
	小計	銘柄数	4		9,127,100.00 (808,113,434)
	組入時価比率	10.8%		10.9%	
デンマーククローネ	CARLSBERG AS-B	23,800	349.75	8,324,050.00	
	小計	銘柄数	1		8,324,050.00 (149,583,178)
	組入時価比率	2.0%		2.0%	
香港ドル	PORTS DESIGN LIMITED	439,500	20.00	8,790,000.00	
	HONGKONG & SHANGHAI HOTELS	1,714,236	11.68	20,022,276.48	
	小計	銘柄数	2		28,812,276.48 (332,493,670)
	組入時価比率	4.4%		4.5%	

合計			7,388,212,663	
			(7,388,212,663)	

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

(有価証券明細表注記)

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	株式 25銘柄	100.0%	36.2%
ユーロ	株式 18銘柄	100.0%	32.4%
英ポンド	株式 7銘柄	100.0%	13.9%
スイスフラン	株式 4銘柄	100.0%	10.9%
デンマーククローネ	株式 1銘柄	100.0%	2.0%
香港ドル	株式 2銘柄	100.0%	4.5%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年12月末日現在

資産総額	7,447,171,200円
負債総額	30,748,815円
純資産総額(-)	7,416,422,385円
発行済口数	10,974,040,751口
1口当たり純資産額(/)	0.6758円
(1万口当たり純資産額)	(6,758円)

<参考情報>

「CAグローバル・ブランド・マザーファンド」

平成21年12月末日現在

資産総額	7,443,339,038円
負債総額	15,000,000円
純資産総額(-)	7,428,339,038円
発行済口数	8,169,055,051口
1口当たり純資産額(/)	0.9093円
(1万口当たり純資産額)	(9,093円)

第5【設定及び解約の実績】

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	自 平成18年 7月28日 至 平成18年11月15日	3,008,545,230	169,358,836	2,839,186,394
第2計算期間	自 平成18年11月16日 至 平成19年 5月15日	6,016,275,883	1,575,053,985	7,280,408,292
第3計算期間	自 平成19年 5月16日 至 平成19年11月15日	9,317,466,426	1,387,196,685	15,210,678,033
第4計算期間	自 平成19年11月16日 至 平成20年 5月15日	140,857,109	1,467,707,131	13,883,828,011
第5計算期間	自 平成20年 5月16日 至 平成20年11月17日	37,678,546	1,014,481,261	12,907,025,296
第6計算期間	自 平成20年11月18日 至 平成21年 5月15日	41,271,395	563,573,801	12,384,722,890
第7計算期間	自 平成21年 5月16日 至 平成21年11月16日	40,617,089	975,949,175	11,449,390,804

(注1) 全て本邦内におけるものです。

(注2) 第1計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在	資本金の額	12億円
	発行株式総数	9,000,000株
	発行済株式総数	2,400,000株

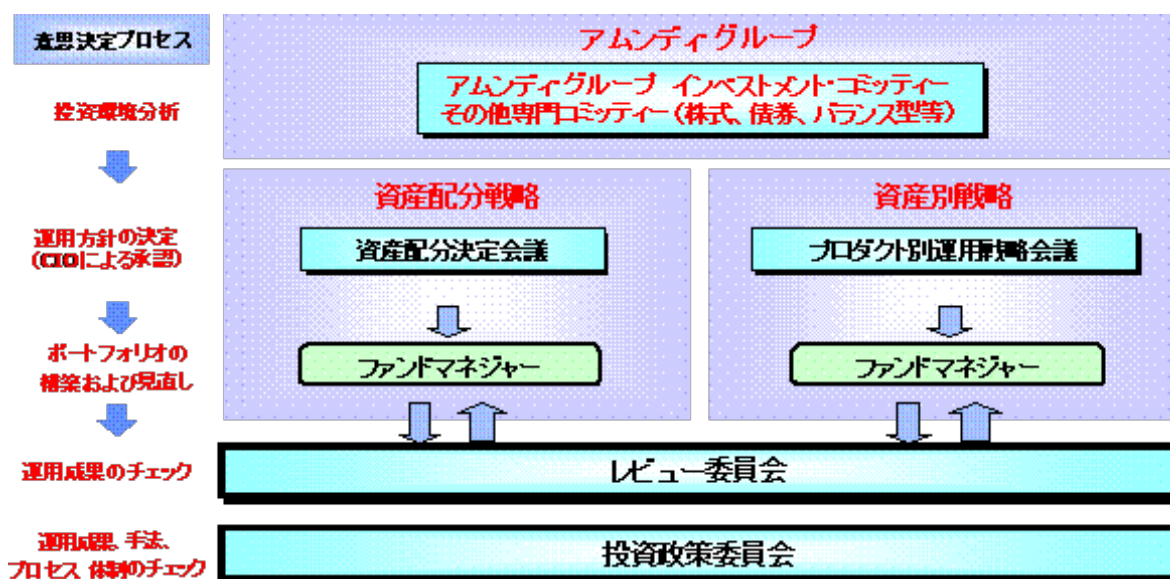
直近5年間ににおける主な資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構



- ・アムディグループで開催される投資に関する様々なコミッティーで、グループの株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・アムディグループで決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるレビュー委員会において、資産配分戦略、各プロダクトにおける運用評価の結果を運用関係者にフィードバックします。また必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は平成22年7月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

委託会社であるソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。なお、弊社は平成22年7月1日に、弊社を存続会社としてクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、商号をアムンディ・ジャパン株式会社とする予定です。

営業の概況

平成22年4月末日現在、委託会社の運用する公募投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

<ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社>

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	4	4,016
単位型公社債投資信託	3	4,206
追加型株式投資信託	29	275,614
追加型公社債投資信託	1	21,133
合計	37	304,969

参考情報（平成22年4月末日現在）

<クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社>

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	106	423,085
追加型株式投資信託	21	359,043
合計	127	782,128

3【委託会社等の経理状況】

(1) 委託会社であるソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、第27期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき作成されており、第28期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づき作成されております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年8月6日内閣府令第52号）」に基づき作成されております。

(2) 財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(3) 当社は、第27事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）及び第28期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第29期事業年度に係る中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社は、平成22年7月1日をもって、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、商号をアムンディ・ジャパン株式会社に変更する予定です。

当社の財務諸表に引き続き、合併非存続会社であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の第23期事業年度及び第24期事業年度の財務諸表、第25期中間会計期間の中間財務諸表を参考情報として添付しております。

(1)【貸借対照表】

科目	期別	第27期 (平成20年3月31日現在)			第28期 (平成21年3月31日現在)		
		金額		構成比	金額		構成比
(資産の部)		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
1 現金・預金			3,202,614		3,156,430		
2 有価証券			-		304,050		
3 前払費用			52,515		73,159		
4 未収還付法人税等			-		220,066		
5 未収入金			16,762		21,409		
6 未収委託者報酬	*1		458,802		361,039		
7 未収運用受託報酬	*1		724,358		520,720		
8 未収投資助言報酬	*1		114,984		32,635		
9 繰延税金資産			133,000		48,000		
10 立替金			55,448		18,097		
11 その他	*1		5,415		5,088		
12 貸倒引当金			-		4		
流動資産計			4,763,898	63.7	4,760,688		69.2
固定資産							
1 有形固定資産							
(1) 建物	*2	106,464			97,726		
(2) 器具備品	*2	89,509			132,384		
有形固定資産計			195,973	2.6	230,109		3.3
2 無形固定資産							
(1) ソフトウェア		8,991			13,317		
(2) 電話加入権		2,219			2,219		
無形固定資産計			11,210	0.1	15,536		0.2
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		1,232,884			618,262		
(2) 関係会社株式		168,117			168,117		
(3) 関係会社長期貸付金	*1	850,000			850,000		
(4) 長期末収入金		-			9,000		
(5) 長期差入保証金		242,313			230,137		
(6) ゴルフ会員権		17,890			5,440		
(7) 繰延税金資産		3,000			1,000		
(8) 貸倒引当金		10,040			12,640		
投資その他の資産計			2,504,163	33.5	1,869,316		27.2
固定資産計			2,711,347	36.3	2,114,962		30.8
資産合計			7,475,245	100.0	6,875,650		100.0

期 別 科 目	第27期 (平成20年3月31日現在)			第28期 (平成21年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
	千円	千円	%	千円	千円	%
(負債の部)						
流動負債						
1 リース債務		-		11,731		
2 預り金 *1		218,812		180,159		
3 未払金						
(1)未払償還金	23,310			14,564		
(2)未払手数料 *1	286,778			219,436		
(3)その他未払金 *1	11,302	321,389		23,057	257,057	
4 未払費用 *1		397,015			161,982	
5 未払法人税等		380,285			-	
6 未払消費税等		22,291			9,336	
7 前受収益		110			167	
8 賞与引当金		111,000			87,177	
9 役員賞与引当金		17,700			15,578	
10 逸失利益補償損失引当金		50,000			-	
11 その他		7,756			7,387	
流動負債計		1,526,357	20.4		730,574	10.6
固定負債						
1 リース債務		-			9,733	
2 賞与引当金		6,718			3,293	
3 役員賞与引当金		6,970			3,417	
4 役員退職慰労引当金		21,760			-	
固定負債計		35,449	0.5		16,444	0.2
負債合計		1,561,806	20.9		747,018	10.9
(純資産の部)						
株主資本						
1 資本金		1,200,000	16.1		1,200,000	17.5
2 資本剰余金						
(1)資本準備金	1,076,268			1,076,268		
資本剰余金計		1,076,268	14.4		1,076,268	15.7
3 利益剰余金						
(1)利益準備金	110,093			110,093		
(2)その他利益剰余金						
別途積立金	1,600,000			1,600,000		
繰越利益剰余金	1,925,091			2,143,031		
利益剰余金計		3,635,184	48.6		3,853,124	56.0
株主資本計		5,911,452	79.1		6,129,392	89.1
評価・換算差額等						

1	その他有価証券評価差額金	1,987	0.0	761	0.0
	評価・換算差額等計	1,987	0.0	761	0.0
	純資産合計	5,913,439	79.1	6,128,631	89.1
	負債・純資産合計	7,475,245	100.0	6,875,650	100.0

(2)【損益計算書】

科目	第27期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			第28期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
	金額		百分比	金額		百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益						
1 委託者報酬	2,805,185			2,690,051		
2 運用受託報酬	2,892,999			2,180,523		
3 投資助言報酬	346,425	6,044,609	100.0	235,867	5,106,441	100.0
営業費用						
1 支払手数料	1,414,304			1,343,455		
2 広告宣伝費	121,768			37,759		
3 公告費	1,731			5,544		
4 受益証券発行費	180			-		
5 調査費						
(1) 調査費	426,925			376,693		
(2) 委託調査費	248,367			174,969		
6 営業雑経費						
(1) 通信費	13,100			10,684		
(2) 印刷費	209,732			104,833		
(3) 協会費	724	2,436,832	40.3	8,675	2,062,613	40.4
一般管理費						
1 給料						
(1) 役員報酬	144,261			131,505		
(2) 給料・手当	1,564,340			1,598,540		
(3) 賞与	215,348			210,561		
(4) 役員賞与	29,720			1,100		
2 交際費	10,355			5,715		
3 旅費交通費	122,882			56,113		
4 租税公課	33,103			27,672		
5 不動産賃借料	223,834			219,017		
6 賞与引当金繰入	119,000			82,633		
7 役員賞与引当金繰入	26,000			12,161		
8 退職給付費用	49,801			45,921		
9 固定資産減価償却費	31,769			37,872		
10 福利厚生費	253,778			236,020		
11 諸経費	168,475	2,992,666	49.5	160,828	2,825,660	55.3
営業利益		615,111	10.2		218,168	4.3

営業外収益						
1	受取配当金	*1	577,543		30	
2	有価証券利息		9,508		19,324	
3	受取利息	*1	11,908		14,801	
4	ゴルフ会員権売却益		-		107	
5	投資有価証券売却益		536		-	
6	投資信託監査報酬差益		24,608		28,560	
7	雑収入		1,863	625,966	10.4	2,378
						65,199
						1.3
営業外費用						
1	支払利息		-		53	
2	為替差損		28,478		36,422	
3	有価証券売却損		-		4,839	
4	ゴルフ会員権売却損		-		271	
5	雑損失		287	28,766	0.5	52
						41,637
						0.8
経常利益				1,212,311	20.1	
						241,731
						4.7
特別利益						
1	集団訴訟和解金	*2	-		4,592	
2	逸失利益補償損失引当金戻入益		-		17,932	
3	過年度償却債権取立益		-		5,169	
4	業務補助補償		61,996		-	
5	過年度計上未払費用訂正		12,321		-	
6	残余財産分配益		1,180		-	
7	分配金償還金時効益		47,915	123,412	2.0	7,729
						35,422
						0.7
特別損失						
1	器具備品除却損		337		26	
2	逸失利益補償損失引当金繰入		50,000	50,337	0.8	-
						26
						0.0
税引前当期純利益				1,285,386	21.3	
						277,127
						5.4
法人税、住民税及び事業税			538,091		20,953	
法人税、住民税及び事業税還付税額			12,036		52,965	
法人税、住民税及び事業税追徴税額			26,700		2,314	
法人税等調整額			15,816	536,940	8.9	88,885
						59,187
						1.2
当期純利益				748,446	12.4	
						217,940
						4.3

(3) 【株主資本等変動計算書】

第27期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	1,200,000
	当期末残高	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
資本剰余金合計	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	110,093
	当期末残高	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金	前期末残高	1,000,000
	当期変動額	別途積立金の積立 600,000
	当期末残高	1,600,000
繰越利益剰余金	前期末残高	1,776,645
	当期変動額	別途積立金の積立 748,446
	当期純利益	748,446
	当期末残高	1,925,091
利益剰余金合計	前期末残高	2,886,738
	当期変動額	748,446
	当期末残高	3,635,184
株主資本合計	前期末残高	5,163,006
	当期変動額	748,446
	当期末残高	5,911,452
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	797
	当期変動額（純額）	1,189
	当期末残高	1,987
純資産合計	前期末残高	5,163,803
	当期変動額	749,635
	当期末残高	5,913,439

第28期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	1,200,000
	当期末残高	1,200,000

資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
資本剰余金合計	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	110,093
	当期末残高	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金	前期末残高	1,600,000
	当期末残高	1,600,000
繰越利益剰余金	前期末残高	1,925,091
	当期変動額	当期純利益 217,940
	当期末残高	2,143,031
利益剰余金合計	前期末残高	3,635,184
	当期変動額	217,940
	当期末残高	3,853,124
株主資本合計	前期末残高	5,911,452
	当期変動額	217,940
	当期末残高	6,129,392
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	1,987
	当期変動額（純額）	2,747
	当期末残高	761
純資産合計	前期末残高	5,913,439
	当期変動額	215,193
	当期末残高	6,128,631

重要な会計方針

	第27期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第28期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)								
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>子会社株式 同 左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 同 左</p> <p>時価のないもの 同 左</p>								
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>15年～24年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>2年～20年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法を採用しております。 また、資産運用契約等については効果が及ぶと見込まれる期間（5年）で償却しております。</p> <p style="text-align: center;">———</p>	建物	15年～24年	器具備品	2年～20年	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>15年～24年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4年～20年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	建物	15年～24年	器具備品	4年～20年
建物	15年～24年									
器具備品	2年～20年									
建物	15年～24年									
器具備品	4年～20年									

<p>3. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。 当事業年度よりある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。 当事業年度よりある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該役員賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職に伴う慰労金の支給に備えるため、当期末において社内の規定に基づく支給見込額を計上しております。</p> <p>(5) 逸失利益補償損失引当金 顧客の資金運用に係る逸失利益につき、当社の補償負担額を見込計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同 左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該役員賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
--------------------	---	---

4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	—
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	消費税等 同 左

会計方針の変更

第27期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第28期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
当社は法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。	_____
_____	当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。 なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更

<p style="text-align: center;">第27期 （自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）</p>	<p style="text-align: center;">第28期 （自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）</p>
<p>（貸借対照表）</p> <p>金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「未収投資顧問料」として表示した投資一任契約によって得た分については、当事業年度から「未収運用受託報酬」として表示し、投資助言契約によって得た分については、「未収投資助言報酬」として表示しております。</p> <p>なお、前事業年度の「未収投資顧問料」に含まれる「未収運用受託報酬」は798,011千円、「未収投資助言報酬」は、85,449千円であります。</p> <p>（損益計算書）</p> <p>金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「投資顧問料」として表示されていた収益のうち、投資一任契約によって得た分については、当事業年度から「運用受託報酬」として表示し、投資助言契約によって得た分については、「投資助言報酬」として表示しております。</p> <p>なお、前事業年度の「投資顧問料」に含まれる「運用受託報酬」は3,313,764千円、「投資助言報酬」は、245,200千円であります。</p>	<p style="text-align: center;">_____</p>

[次へ](#)

< 参考情報 >

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の財務諸表

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、第23期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人の監査を受けております。また、第25期中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

[次へ](#)

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役、監査役、その他役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4) (5)において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3) (4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社等に重要な影響を与えると予想される訴訟事件はありません。

委託会社であるソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社は、平成22年7月1日をもって、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、商号をアムンディ・ジャパン株式会社に変更する予定です。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 株式会社 リそな銀行
- ・資本金の額 279,928百万円（平成21年3月31日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

- ・名称 株式会社 リそな銀行
- ・資本金の額 279,928百万円（平成21年3月31日現在）

・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営みます。

・名称 株式会社 埼玉りそな銀行

・資本金の額 70,000百万円（平成21年3月31日現在）

・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営みます。

・名称 株式会社 近畿大阪銀行

・資本金の額 38,971百万円（平成21年3月31日現在）

・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営みます。

(3) 投資顧問会社

・名称 アムンディ

・資本金の額 77,024百万円（578,002,350ユーロ@133.26円、平成21年12月31日現在）

・事業の内容 フランス籍の会社であり、内外の有価証券にかかる投資顧問業務及びその業務に付帯する一切の業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

信託財産の管理・保管業務を行い、一部解約金及び収益分配金ならびに償還金の委託会社への交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

再信託受託会社の概要

・名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

・資本金の額 51,000百万円（平成21年3月31日現在）

・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社として募集の取扱及び販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金及び収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

委託会社よりマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託され、信託財産の運用を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に委託会社の名称及びロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの愛称及び基本的性格を記載します。また、金融商品取引法に基づき、投資家の請求により交付される目論見書（請求目論見書）である旨を記載することがあります（請求目論見書の場合）。
- (2) 目論見書の表紙裏に「投資信託についての一般的な留意事項」及び「金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項」を記載することがあります。また、有価証券届出書第三部の内容を記載した目論見書（請求目論見書）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができる旨を記載します。
- (3) 本有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」の主要内容を要約または図表化したものを「ファンドの概要」等として、目論見書の冒頭(巻末)に記載します。
- (4) 本有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」の記載内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
また、「第二部 ファンド情報」の情報の一部をグラフ化して目論見書に記載することがあります。
- (5) 目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがあります。
- (6) 目論見書に信託約款の全文を記載します。
- (7) 目論見書、販売用資料等に、りそな「私のチカラ」プロジェクト（販売会社のキャンペーン名）を記載することがあります。
- (8) 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (9) 目論見書は目論見書の別称として次を使用する場合があります。
 - 「投資信託説明書（目論見書）」
 - 「投資信託説明書（交付目論見書）」
 - 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (10) 交付目論見書（金融商品取引法第13条第2項第1号の規定に基づく目論見書）に請求目論見書（金融商品取引法第13条第2項第2号の規定に基づく目論見書）を添付することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成21年12月24日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCAリそな グローバル・ブランド・ファンドの平成21年5月16日から平成21年11月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CAリそな グローバル・ブランド・ファンドの平成21年11月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月16日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	後藤順子	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木吉彦	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月7日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木吉彦	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田信之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員指定社員 公認会計士 松木 克史
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCAリそな グローバル・ブランド・ファンドの平成20年11月18日から平成21年5月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CAリそな グローバル・ブランド・ファンドの平成21年5月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月10日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員	公認会計士	後 藤 順 子	印
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	鈴 木 吉 彦	印
業 務 執 行 社 員			

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。